

平成 20 年 ~ 平成 23 年度
新潟中央短期大学
自己点検・評価報告書

平成 25 年 3 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価報告書の概要	15
3. 自己点検・評価の組織と活動	17
【基準 建学の精神と教育の効果】	19
基準 -A 建学の精神	19
基準 -B 教育の効果	22
基準 -C 自己点検・評価	27
基準 についての特記事項	29
【基準 教育課程と学生支援】	30
基準 -A 教育課程	30
基準 -B 学生支援	37
基準 についての特記事項	46
【基準 教育資源と財的資源】	48
基準 -A 人的資源	49
基準 -B 物的資源	57
基準 -C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	59
基準 -D 財的資源	61
基準 についての特記事項	64
【基準 リーダーシップとガバナンス】	65
基準 -A 理事長のリーダーシップ	65
基準 -B 学長のリーダーシップ	70
基準 -C ガバナンス	72
基準 についての特記事項	78

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の基準をもとに平成20年度～平成23年度までの新潟中央短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成25年3月25日

理事長

藤田 敏明

学長

馬場 昭夫

A L O

村木 薫

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

新潟中央短期大学は、1920（大正9）年、加茂市の曹洞宗大昌寺に当時の住職西村大串が、地域の勤労青少年に勉学の間を提供し、禅の精神に基づく人間教育をめざして創立した「加茂朝学校」を母体とする。大串は、東京帝国大学英文学科を卒業後、僧職にありながら成蹊実務学校（東京池袋）で教鞭をふるう教育者であった。「朝学校」の設立趣意書の中で大串は、「学、業のためにあり、業、又、学でなければならないのである」とする実学主義の立場から次のように述べている。「朝学校は、自ら真に求める人々の人格の修行の場である。それをやりとおした快味等は、やらぬ人達の到底之を考へ及ぼすことの出来ないものである。あくまでも朝学校も初一念を貫徹して、お互いの人格の向上と国運の進展とに努めたいものである」。その創立の意志は、永い歳月を経て、加茂暁星学園の学風となって今日に受け継がれ、豊かな人格、積極的な奉仕精神と実践力を兼ね備えた人材を多く育て上げ、各界に送り出している。

こうして生まれた建学の精神を背景に、昭和56年（1981年）本学幼児教育科は加茂暁星短期大学（1968年創設）内に増設された。爾来、30年間、この理念は脈々と今日まで受け継がれ、地域社会の福祉・保育に貢献し得る人材の育成を目指すカリキュラムに反映されている。幼児教育科ではこの精神を機軸とし、幼児の発達・心理・保育に関する知識・技能の基本的学修に努め、個性豊かで質の高い人材を育成している。

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

<平成20年度>

教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
新潟経営大学	新潟県加茂市希望ヶ丘2909番地2	190	800	634
新潟中央短期大学	新潟県加茂市学校町16番18号	80	160	177
加茂暁星高等学校	新潟県加茂市学校町16番18号	320	1,040	642
新潟中央福祉専門学校	新潟県加茂市学校町16番18号	- (注)	30	13

(注)新潟中央福祉専門学校は平成20年度より募集停止し、平成21年度廃止。

<平成21年度>

教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
新潟経営大学	新潟県加茂市希望ヶ丘2909番地2	190	800	653
新潟中央短期大学	新潟県加茂市学校町16番18号	80	160	185
加茂暁星高等学校	新潟県加茂市学校町16番18号	280	1,000	537

< 平成22年度 >

教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
新潟経営大学	新潟県加茂市希望ヶ丘2909番地2	190	800	668
新潟中央短期大学	新潟県加茂市学校町16番18号	80	160	181
加茂暁星高等学校	新潟県加茂市学校町16番18号	280	960	492

< 平成23年度 >

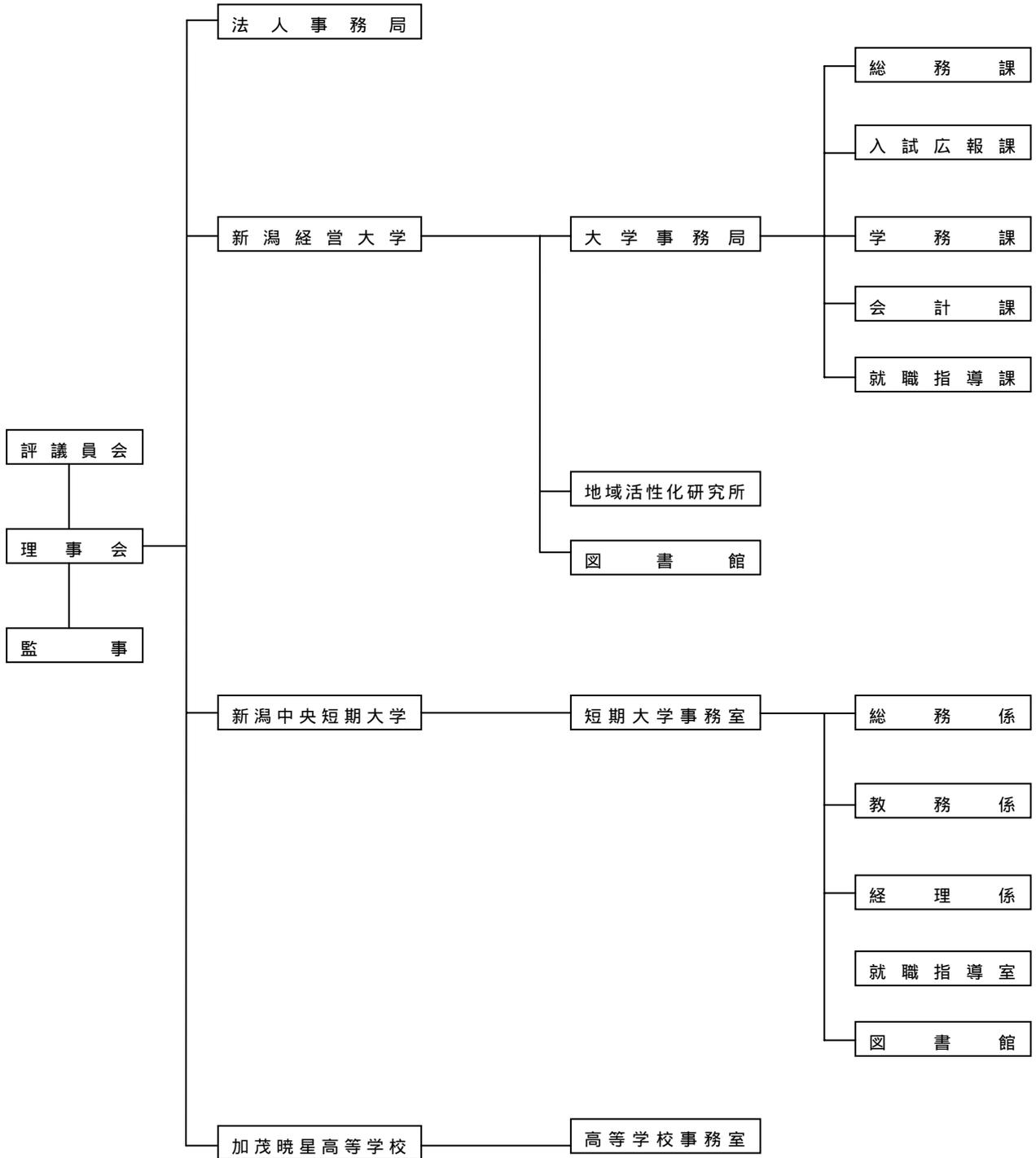
教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
新潟経営大学	新潟県加茂市希望ヶ丘2909番地2	190	800	712
新潟中央短期大学	新潟県加茂市学校町16番18号	80	160	173
加茂暁星高等学校	新潟県加茂市学校町16番18号	280	960	431

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 評価実施年度5月1日現在の専任教員数、非常勤教員数、専任事務職員数、非常勤事務職員数

年度	区分	教 員		事務職員	
		専 任	非常勤	専任	非常勤
平成20年度		11	29	5	1
平成21年度		12	30	5	2
平成22年度		11	28	5	2
平成23年度		11	26	4	3

■ 組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

各年7月1日現在（人）

地域	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
	新潟県		2,396,140	2,384,392	2,373,219
うち18歳人口		24,253	23,217	23,323	22,678

新潟県人口移動調査より

■ 学生の入学動向（過去の実績と未来の予測、学生の出身地別人数及び割合）

地域	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
新潟	93	97	87	100	93	98.9	76	97.4
山形	1	1						
茨城	1	1						
長野	1	1						
群馬								
その他					1	1.1	2	2.6
計	96	100	87	100	94	100	78	100

■ 地域社会のニーズ

新潟県教育委員会が公表した平成23年度大学等進学状況調査によると、新潟県における大学・短期大学への志願者数は12,524人となった。このうち、県内大学への志願者は4,210人(36.9%)で県外大学への志願者は7,185人(63.1%)となった。短期大学では県内短期大学への志願者は672人(59.5%)で県外短期大学への志願者は457人(40.5%)となった。このことから、短期大学進学希望者は県内志向が強い状況となっている。

■ 地域社会の産業の状況

産業形態は、県下でもまれな複合産業が集積し、特に全国シェアの70%を誇る桐たんすや家具、建具、屏風など、木工のまちとして全国的に高い評価を受けている。観光面でも、加茂市の花「雪椿」の群生地として脚光を浴びている。

市では、ホームヘルパーと看護師・保健師による無料の手厚い在宅介護サービスの提供や、県内で最も安い保育料など、福祉水準の維持・充実に努めている。全域でスクールバスが運行し、子どもの安全面も守られている。

■ 短期大学所在地の市町村の全体図



[加茂市ホームページより]

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
・「建学の精神」を語るのにいくつかの表記が見られるため、現状に合わせて統一することが求められた。	・本学の設立趣意書の中で、実学的な志向が強くはたらいっていることなどの理由により、平成19年度より「業学一如」を建学の精神と定めた。	・本学の理念を明確化したことで学内行事やプレカレッジ等で教育の目的につながる話がしやすくなり、「学習成果を焦点としたPDCAサイクル」を作成する基盤としたい。
・学生の成績評価基準の見直しが望まれる。	・教務委員会を中心に、平成19年度入学生より優(100~80点)良(79点~70点)可(69~60点)不可(60点未満)と明記した。平成18年度より、成績評価の記載内容に追試験・再試験の状況を記す項目を設けた。	・各教科の採点において以前より厳密化され、学習成果の判定が明確になった。

・教員の研究論文発表についてのさらなる活性化が望まれる。	・平成 16 年度より研究促進を図ることを目的に「プロジェクト研究推進経費」が用意され、22 年度には教員のグループ研究として活用されたり、本学研究紀要「暁星論叢」が毎年 1 回定期的に刊行されている。	専任教員、非常勤教員問わず、研究発表に対する自覚が生まれ、各専門分野において学会での発表が盛んに行われ、専門性を活かした授業展開が全学的に深められている。
------------------------------	---	---

上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
・教育目標を現代的に解釈した方が良いと考えられる。また学生の視点に立った表記の工夫が必要である。	・平成 22 年度より、教務委員会が中心となり、今までの教育目的・教育目標に加え、三つの方針を定め、学校紹介パンフレットやホームページなどで公表している。	・平成 24 年度において学習成果を具体化し、「学習成果を焦点とした PDCA サイクル」の作成に繋げたい。
・学生支援に関して、入学手続きから入学式までの期間の支援に課題が残る。	・平成 20 年度より入学前の事前学習として読書感想文などの課題を与え、平成 22 年度よりプレカレッジを開講し、ピアノレッスンや実習オリエンテーション等を行っている。	・プレカレッジにおいて、入学生同士の交流が生まれ、学内の情報を入学前に知ることによって、入学後の学生生活や学習活動がスムーズに行われている。

過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

該当なし

(6) 学生データ（学校基本調査のデータによる）

入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
幼児教育科	入学定員	80	80	80	80
	入学者数	96	87	94	78
	入学定員充足率(%)	120	109	118	98
	収容定員	160	160	160	160
	在籍者数	177	185	181	173
	収容定員充足率(%)	111	116	113	108

卒業生数（人）

区分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
幼児教育科	54	79	92	85

退学者数（人）

区分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
幼児教育科	0	4	3	0

退学者数は学校基本調査項目にないため当該年度中の退学者数を記載。

休学者数（人）

区分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
幼児教育科	2	0	0	1

就職者数（人）

区分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
幼児教育科	52(52)	76(77)	89(89)	81(81)

() カッコは就職希望者数

進学者数（人）

区分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
幼児教育科	1	0	1	0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する（評価実施年度の5月1日現在）。

教員組織の概要（人）[平成23年5月1日現在]

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数		助手	非常勤講師	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	〔イ〕	〔ロ〕			
幼児教育科	4	5	2	0	11	8(3)		0	27	教育学・保育学関係
(小計)	4	5	2	0	11	8(3)		0	27	
〔ロ〕							3(1)	0		
(合計)	4	5	2	0	11	8(3)	3(1)	0	27	

教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	4	1	5
技術職員			
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1		1
その他の職員		1	1
計	5	2	7

校地等（㎡）

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	在学生一人 当たりの 面積 (㎡)	備考（共有 の状況等）
	校舎敷地	9,824.00	-	-	9,824.00	1,600	76.4	
運動場用地	798.00	-	-	798.00				
小計	10,622.00	-	-	10,622.00				
その他	1,603.00	-	-	1,603.00				
合計	12,225.00	-	-	12,225.00				

[注1]短期大学設置基準上必要な面積

[注2]在学生一人当たりの面積は、収容定員により算出

校舎（㎡）

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用(㎡)	計(㎡)	基準面積 (㎡)[注]	備考（共有 の状況等）
校舎	4,951.47	-	-	4,951.47	2,350	

[注]短期大学設置基準上必要な面積

教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
4	-	6	1	-

専任教員研究室（室）

専任教員研究室
21(11)

[注]カッコの数は実際に使用している数

図書・設備

< 平成20年度 >

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル〔うち外国書〕			
幼児教育科	21,893 〔1,215〕	46 〔8〕	0 〔0〕	0		0
計	21,893 〔1,215〕	46 〔8〕	0 〔0〕	0		0

< 平成21年度 >

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル〔うち外国書〕			
幼児教育科	23,044 〔1,215〕	46 〔8〕	0 〔0〕	0		0
計	23,044 〔1,215〕	46 〔8〕	0 〔0〕	0		0

< 平成22年度 >

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル〔うち外国書〕			
幼児教育科	24,066 〔1,215〕	44 〔8〕	0 〔0〕	0		0
計	24,066 〔1,215〕	44 〔8〕	0 〔0〕	0		0

< 平成23年度 >

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル〔うち外国書〕			
幼児教育科	25,164 〔1,226〕	44 〔8〕	0 〔0〕	0		0
計	25,164 〔1,226〕	44 〔8〕	0 〔0〕	0		0

< 平成20～23年度 >

図書館	面積 (m ²)	閲覧席数	収納可能冊数
		191.585	44

体育館	面積 (m ²)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	609.3	-	-

(8) 短期大学の情報の公表について
教育情報の公表について

	事 項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp ・学生便覧 ・学校案内
2	教育研究上の基本組織に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp ・学校案内 ・学生募集要項
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp ・学生便覧
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp ・学生便覧
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp ・学生便覧
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp ・学生便覧 ・学生募集要項
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる

の健康等に係る支援に関すること	覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp
-----------------	---

学校法人の財務情報の公開について

事項	公表方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

新基準で実施される第三者評価に向けて自己点検評価委員会が中心となり「学習成果」を以下のように規定し周知に努めている。

建学の精神に基づき教育目的を定め、幼児教育科の教育目標を掲げている。それらを踏まえ二年間の課程を経て学習者が獲得すべき知識、スキル、態度等を「育てたい学生像」（学位授与の方針）として明示している。本学は、それを「学習成果」として位置づけている。

育てたい学生像

- ・人間と自然を愛し、子どもの成長と発達についての専門的知識を身につけている。
- ・子どもの発達を援助する技法や保育の表現技術を身につけている。
- ・保育者としての自覚と責任感を持ち、社会性や対人関係能力を身につけている。

■ どのように学習成果の向上・充実を図っているか

学習成果の向上・充実を以下のようにして図っている。

機関レベルでは自己点検評価委員会が中心となって、平成18年の第三者評価において課題とされた「建学の精神」を制定した。また、社会的ニーズに対応した短期大学士（幼児教育学）・保育者の育成に応えるため教育目的・目標に照らし「三つの方針」について、本学では学位授与の方針を「育てたい学生像」、教育課程編成・実施の方針を「授業構成について」、入学者受け入れの方針を「求める学生像」とし明確に示した。これら三つの方針の中で「育てたい学生像」を学習成果と位置づけた。

二年間の課程で学習成果の向上を図るために志望者に対し「求める学生像」の周知に努め、募集し選抜試験を実施している。さらに、学習成果の達成に向けて卒業生や就職先の所属長からの外部評価を定期的実施している。また、他大学との相互評価を計画している。

教育課程レベルでは学習成果を高めるために「授業構成について」をもとに教務委員会が中心となって教育課程を編成、履修基準を明示し定期的な見直しを行っている。

科目レベルで各教員は授業科目ごとに学習者が獲得すべき知識、スキル、態度等

をシラバスの記述項目にある「科目の目的（達成目標）と授業内容」の中で記すことにより具体的に学習成果を設定している。授業を通じて学習者がそれを獲得したかどうかを査定し教授方法などの改善に努めている。

こうした実施体制を核として、適正な学習成果を獲得するために以下のような取り組みを実施している。

- ・高校訪問（大学及び入試の概要説明・模擬授業等）
- ・オープンキャンパス
- ・プレカレッジ（入学前学習）
- ・新年度授業担当者打ち合わせ会
- ・入学直後の新入生アンケート調査
- ・新年度オリエンテーション・ガイダンス
- ・全学生と全専任教員が原則参加する宿泊研修旅行
- ・科目についての学生による授業評価並びに評価項目に学生自身の履修態度等を自己評価できる項目の設定
- ・学生による授業評価結果についての授業担当者による考察
- ・教員間の授業参観及び授業評価
- ・学生の生活の様子、授業の出欠等、科目担当者を通じて状況聴取できる指導体制
- ・卒業時に大学生生活全般についての満足度調査
- ・2年間の学修で取得した資格・免許を有して専門職に就く就業状況の公表
- ・卒業後の就職先を対象とするアンケート調査（就業状況等の把握）
- ・卒業生を対象に短大での生活や授業の内容についてのアンケート調査
- ・相互評価（平成24年度実施）
- ・ミュージカルの制作と上演（「表現活動指導法」における学習課題）
- ・卒業研究の取り組み（「保育・教職実践演習」における学習課題）
- ・ボランティア活動の促進（出前保育、森の散歩、地域イベントへの参画等）
- ・エコキャップ活動
- ・学内清掃活動

以上が学習成果の向上・充実に向けた本学の実施状況・体制である。平成24年度においては、PDCAサイクルシステムの周知及び意識化が課題となる。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム
該当なし

(11) 公的資金の適正管理の状況

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

本学では、以下の規程を整備し管理・運用を行っている。また、科学研究費補助金に関しては、公的資金の理解及び運用方法を周知するため、応募時に科学研究費

助成事業の取り扱いに関する資料の配付及び説明を行っている。

なお、研究費に関する公的資金の取り扱いに関する実績は、科学研究費補助金であり、運用方法は、補助金を保管する預金口座の通帳を法人本部で保管し、補助金使用の際は短期大学の事務担当が処理し、短大事務長及び学長の決裁を経て、法人で支払処理を行う体制をとっている。

〔公的資金の適正管理に関する規程〕

科学研究費補助金事務取扱要項_平成22年10月28日制定

公的研究費等の管理運営規程_平成22年11月1日施行

公的研究費等の不正使用に関する取扱規程_平成22年11月1日施行

研究活動の不正行為に関する取扱規程_平成22年11月1日施行

(12) その他

■ 学習成果の向上・充実を図るための授業科目「保育・教職実践演習」の取り組み

本学の教育課程において専門教育科目の「保育・教職実践演習」は学位授与及び保育士資格、幼稚園教諭二種免許取得のための必修科目として位置づけられている。この科目はゼミナール形式の授業を中心とした本学独自の教育プログラムを編成している。

この科目の目的は保育者として最小限必要な資質能力とされる 使命感や責任感、教育的愛情、 社会性や人間関係能力、 幼児理解や学級経営、 保育内容や指導力を身につけることを基本的なねらいとしている。

目的を達成するための手法として本学は卒業研究を課している。本授業の学習を通じて学生に主体的な思考力や現場保育者に求められる問題発見・解決能力とプレゼンテーション能力の養成に向けて、ロールプレイング、グループ討議、事例研究、現地調査、模擬授業などの方法を用いて授業を構成している。

また、学生一人ひとりのカルテを作成し、学生の課題に対する取り組みのプロセスが理解できる内容としている。

単位数は3単位とし、1年次後期の複数教員による事前指導の後、自己課題を見出し、研究テーマとして取り組んでいる。研究テーマに応じてゼミナールを編成し、2年次には複数教員による指導と学生による個別 相互学習により研究成果を卒業論文としてまとめている。全学生の卒業論文は論文集として製本化され、図書館に納められている。また、本学のホームページ上に抄録集を載せている。この活動を通して学生は研究することの意義を理解すると共に保育者としての専門性を深めている。

2. 自己点検・評価報告書の概要

基準 建学の精神と教育の効果

平成18年の第三者評価において指摘を受けて以来、本学の建学の精神と教育目標を明確にすることを心掛けてきた。その結果、新潟中央短期大学は、禅の精神に基づく人間教育をめざして創立した「加茂朝学校」が母体となっていること、そして、設立趣意書の中にある「学は業のためにあり、業また学でなければならないのである」とする実学的な志向が強くはたらいっていることなどの理由により、平成19年度より、「業学一如」を建学の精神とすることとした。そして、その実践教育を重視し、教育実習、保育実習、出前保育、保育・教職実践演習、ミュージカルなどを通じて地域交流、地域貢献に努めてきた。特にミュージカルは平成23年度に26年目を迎え、その内容は加茂文化会館において、午前午後2回公演を実施し、学生と共に地域の子ども達も80人ほど参加、来場者数は1500人超であり、加茂市のみならず新潟県下において高い評価を得ている。そして、地域と本学を結ぶ重要な行事になっている。また、教育目標は知識、技能、態度の3つに分け、それをもとに3つのポリシーを平成22年度より設けている。

基準 教育課程と学生支援

平成18年度の第三者評価において建学の精神・教育の理念を反映させる科目の設置が早急に改善を望む項目としてあげられたが、新たな授業科目としての提案はせず、平成22年度より加茂暁星学園発祥の地「大昌寺」において1学年の入学生全員で「座禅」の講習会を行い、今後学校行事として定着させていく予定である。

平成22年度より3つのポリシー（求める学生像：（アドミッションポリシー）・授業構成について：（カリキュラムポリシー）・育てたい学生像（ディプロマポリシー））を全学教員および教務委員会が中心となり作り上げ、学校紹介パンフレットに記載している。学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件をホームページや学生便覧等に明確に示し、18年度の第三者評価において指摘のあった学生の成績評価基準の見直しに関しては、平成19年度入学生から優（100点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（60点未満）と変更した。また、成績表の記載内容に追試験及び再試験の状況を記す項目を平成18年度から新たに設けた。また、学生支援に関して入学手続きから入学式までの期間の支援に課題が残るとの指摘を受けて、平成20年度入学生から入学前の事前学習として読書感想文などの課題を課し、平成22年度入学生からプレカレッジを開講しピアノレッスンや実習オリエンテーションなどを行っている。また、学生の健康管理、カウンセリングの体制に関して、平成20年度から月に一度、学校医が短大を訪問し、学生の健康相談にあたっている。

基準 教育資源と財的資源

平成18年度第三者評価で教員の研究論文発表についてさらなる活性化が望まれるという指摘があった。地方における小規模短大の実情に照らす中で、本学では1.教育、2.学生指導、3.学内業務、4.研究という活動順位になり、教育活動、校務分掌

に比べると個人の研究は後回しにせざるを得ない状況に変わりはないが、平成16年度から、研究促進を図ることを目的に「プロジェクト研究推進経費」が用意され、22年度には教員のグループ研究に活用されたり、本学紀要「暁星論叢」が毎年1回定期的に刊行されるなど、指摘を受けた後は各専任教員の自覚も生まれ、各専門分野において学会での研究発表も盛んに行われるようになった。

事務組織におけるSD活動は、事務長を中心とした取り組みが芽生えている状況であり、早急に取り組まなくてはならない課題であるとの認識を持っている。

新潟中央短期大学の建物は昭和43年に作られた建物であり、耐震構造に耐えられないため、改築もしくは新築する中長期計画が早急に必要であるとの認識である。財政的には平成19年度入学生より30名定員増の80名定員が実現し、その後常に収容定員を充足している。短大独自の収支決算は黒字となっている。

基準 リーダーシップとガバナンス

新潟中央短期大学教授会運営規則に基づき、原則として毎月一回定例教授会を開催している。教授会は学長が招集し、その議長になる。学長が必要を認めるとき、又は教授会構成員が3人以上の連名により会議の目的を明示して請求するときは、学長は臨時に教授会を招集する。本学に係る教育・研究上の事項は各委員会規程に基づき、各委員会で検討された後、教授会での協議を経て決定する。

学長は、年度はじめに学長所信表明を述べ、具体的な方針を教員に明示している。また、毎月の定例教授会においては、学長報告という項目を設け、短大を巡る状況を逐一報告している。

点検・評価に関する事項については、「学生による授業アンケート」、「専任教員による専任教員のための授業評価」等の立案・推進・実行に努めている。

本学は学生数が180人に満たない小さな短期大学である。経営的には平成20年度までは慢性的赤字に苦慮していたが、平成19年度に改訂された定員増後は、収支決算は黒字に転じている。

教育面に関しては、学生に対する少人数制教育のメリットが最大限に反映されているとの認識を持っている。全教員が学生一人ひとりの顔、名前はもちろんのこと、性格までも把握しやすい環境である。本学のこうした状況は、教育面において管理運営が行いやすい態勢である。学長は、常に短大全体を見回しながら適切にリーダーシップを発揮することができるのではないかと判断している。

3. 自己点検・評価の組織と活動

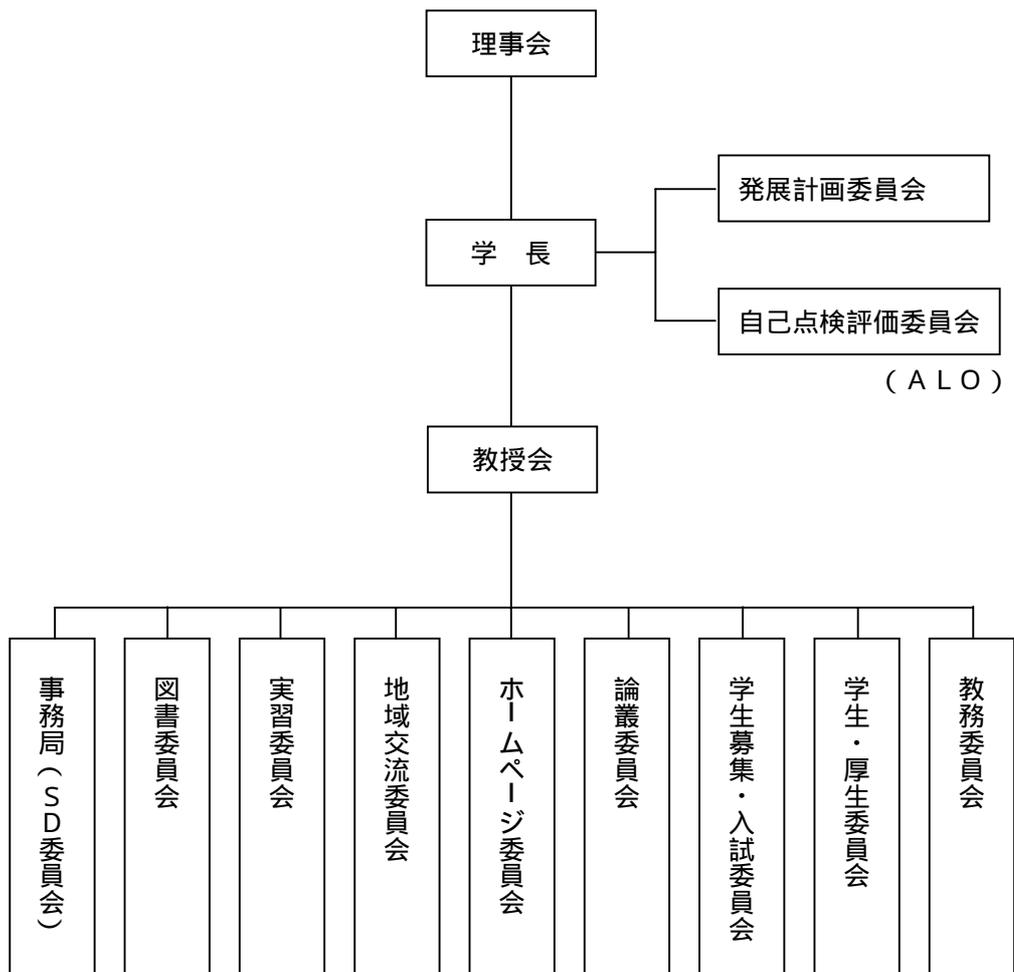
自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

平成25年3月31日現在の構成メンバーは以下の通りである。

学長	幼児教育科	教授	馬場	昭夫
委員長	幼児教育科	教授	村木	薫（AL）
顧問	幼児教育科	教授	寺川	悦男
委員	幼児教育科	教授	坂内	寿子
委員	幼児教育科	准教授	栗原	ひとみ
委員	幼児教育科	講師	永井	裕紀子
委員	幼児教育科	事務長	小柳	健一

自己点検・評価の組織図

新潟中央短期大学自己点検・評価の組織図（平成24年度）



組織が機能していることの記述

平成18年8月31日より「FD委員会規定」を施行して、新潟中央短期大学教員の教育研究活動の向上・能力開発・質的充実を図ることを目的に活動し現在に至る。平成23年度までの間、「自己点検評価委員会」として、事実上機能する。主な内容は、授業評価に係る企画を計画し、実施する。

また、入学生向けアンケート、卒業生向け満足度調査、就職先へのアンケート、学生による授業評価、教員による授業評価、また、平成23年度から授業評価を授業内容の中に反映させるべく、実効性をより高めるために、新たに学生による授業評価に対する考察を教員から提出してもらうことにした。

新潟中央短期大学自己点検評価活動(平成20年度～23年度)				
内容	実施年度			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1. 入学生向けアンケート調査	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月
2. 卒業生向けアンケート調査	実施せず	平成21年2月	平成22年2月	平成23年2月
3. 学生による授業評価	実施せず	平成21年度前期・後期	実施せず	平成23年度前期・後期
4. 教員による授業評価	専任教員の専任教員による授業評価	実施せず	兼任教員の専任教員による授業参観	実施せず

また、卒業生に向けたアンケート調査を平成23年10月に行い、今後の本学における授業の組み立てにおける示唆をたくさんいただいている。

【基準 建学の精神と教育の効果】

(a) 要約

平成18年の第三者評価において指摘を受けて以来、本学の建学の精神と教育目標を明確にすることを心掛けてきた。その結果、新潟中央短期大学は、禅の精神に基づく人間教育をめざして創立した「加茂朝学校」が母体となっていること、そして、設立趣意書の中にある「学は業のためにあり、業また学でなければならないのである」とする実学的な志向が強くはたらいっていることなどの理由により、平成19年度より、「業学一如」を建学の精神とすることとした。そして、実践教育を教育の中心に据え、教育実習、保育実習、保育・教職実践演習などを重視し、出前保育、ミュージカルなどを通じて地域交流、地域貢献に努めてきた。特にミュージカルは平成23年度に26年目を迎え、その内容は加茂文化会館において、午前午後2回公演を実施し、学生と共に地域の子供達も80人ほど参加、来場者数は1500人超であり、加茂市のみならず新潟県下において高い評価を得ている。そして、地域と本学を結ぶ重要な行事になっている。また、教育目標は知識、技能、態度の3つに分け、それをもとに3つのポリシーを平成22年度より設けている。

(b) 行動計画

今後の改善計画については、建学の精神が示すものが、時代や社会のニーズに結び付くものであるかどうかを各部所で確認し、学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築する方向で資料を作成し、教育の効果を検定する仕組みを作りたい。

[テーマ]

基準 -A 建学の精神

(a) 要約

【建学の精神、教育理念について】

(1) 建学の精神

業学一如

(2) 教育目的

新潟中央短期大学は、建学の精神に基づいて人格の陶冶を図り、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従って幼児教育に関する専門教育を行い、豊かな知性と情操、積極的な奉仕精神と実践力を練磨し、地球社会、我が国及び地域社会の福祉に貢献する人材を育成することを目的とする。

(3) 教育目標

- (知識) 人間を愛し、自然を慈しむ心を基調に、幼児教育、保育、児童福祉に関する専門的知識と理解を深め、知見を広める。
- (技能) 幼児の心身の健全な発達を援助する技法を体験し、養護、芸術、レクリエーション等に関する基本的技能の習熟を図る。
- (態度) 幼児教育、保育に従事する専門職としての自覚を高め、常に自らの充実と向上を目指して積極的に研修する態度を養う。

本項目における平成18年度の「向上・充実のための課題」として掲げられたことは「いくつかの表現の建学の精神がみられるので、現状に合わせて一つにまとめることを検討されたい」という一点であった。その指摘を受けて、前述のように「業学一如」が制定され、その実践として平成22年度から始められた行事としては、本学発祥の地「大昌寺」での座禅学修の機会の提供が上げられる。

(b) 改善計画

今後の改善計画については、本建学の精神が示すものが、時代や社会のニーズに結び付くものであるかどうかを各部所で確認している。

[区分]

基準 -A-1 建学の精神が確立している。

[観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

(a) 現状

本学における建学の精神は、前項【建学の精神、教育理念について】の文言で明確に示している。

学内においては学生便覧の第一ページに記述しているほか、入学式、卒業式などの式典において「学長告辞または学長式辞」の中で知らせている。また、入学時のガイダンス、および「学園歌」指導等においてもその趣旨を具体的に示しながら幼児教育、保育に従事する専門職としての自覚を高めるべく、積極的に研修する態度の涵養に努めている。

学外においては本学ホームページ上ほか、学生募集パンフレット等において積極的に開示に努めている。定期的点検に関しては、その意味するところを、協議を重ねながら学長から教員、教員から学生へと適切に示している。

建学の精神は、「学校法人及び短期大学の沿革」で上述しているように、本学園創立者西村大串師が「朝学校」の設立趣意書の中で述べている「学、業のためにあり、業、又、学でなければならないのである」の趣旨に基づく形として、平成 18 年の第一回認証評価における「向上・充実のための課題」を受けて平成 19 年制定された。

本学の建学の精神、教育目的、教育目標をとおして学内に共有されていることは、幼児教育科という特性から、学生たちに豊かな感性を備え、この資質を基盤にして子どもの情緒・情操感覚および心身の健康を育む保育者の養成である。その具体的な例としては、本学が毎年行っている「新潟中央短大ミュージカル」があげられる。全学生参加のこの取組は、昭和 61 年に始められた総合学習で、平成 23 年度で 26 回を数えている。平成 15 年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に選定、採択されたこの取組は、単なる芸術教育の領域にとどまらず、学生の保育・幼児教育に関する知識・理解の深化を促進すると同時に、その人格的成長に大きな教育効果を挙げている。つまり、これは「豊かな知性と情操、積極的な奉仕精神と実践力、地球社会、我が国及び地域社会の福祉に貢献する人材の育成」という本学の理念・目的を追求した教育活動である。前記以外では、「社会人学生の積極的受け入れ」や、地域の要請に応えた小規模なグループ編成による「出前保育」や地域の保育者との研究の機会として用意された「保育研究会」の開催および研究成果の地域への還元を図る「公開講座」の開設などである。また、本学では平成 14 年度より「地域のニーズを生かす教育課程編成の試み」(私学研修福祉会助成研究)と題する新たな教育研究を開始した。地域社会への貢献に資する人材育成には、そのカリキュラム改善のために地域の人々の意見を反映させることが不可欠と考えたからである。それとともに乳幼児等の子育て・家族関係相談等、地域の問い合わせへの対処能力を備えた保育者の養成に努めている。また、幼児・乳児保育に関する知識・技能の習熟を図り、育児支援、及び、家庭が抱える問題の援助に応えうる人材を養成している。地域での子育ての相談・支援に向けた学修を強化しながら、地域社会に貢献することを目的とする。

教育内容は、幼児・乳児保育及び幼稚園教諭に関する学修を基礎とし、レクリエーション指導者の資格に係る基礎的学修を加え、その養成に資するものとする。進路の指導については、地域自治体との連携を図り、保育所、幼稚園、施設、学童保育所等への就職を推進するとともに、児童教育及び福祉系 4 年制大学編入希望にも十分に対応する。

その他、演習、実習を通じて、幼児の心身の健全な発達を援助する技法を体験し、基本的技能の習熟を図っているほか、授業開始、終了時における挨拶の励行、廊下ですれ違うときの笑顔でのあいさつ等、学生としての基本的マナーの重要性を促し実行されている。

本学の特色は、小規模校であるがゆえになしうる徹底した少人数制教育にある。「保育者・幼児教育者を養成する学校だからこそ、きめの細かい教育と行き届いた指導が求められる」との考えは、様々な特色ある教育の実践につながっている。前述の「新潟中央短大ミュージカル」をはじめ、保育者としての実践的知性を育む「ゼミナール」や地域の要請に応えた小規模なグループ編成による「出前保育」、地域の保育実践現場への貢献と連携を図る目的で開催している「保育研究会」、本学教員スタッフによる出張講座で地域の発展と文化の振興に資することを目的に開かれている「公開講座」、などが具体的実践例としてあげられる。

十分であるかどうかは分からないが、こうした小規模短大の特色から、教育活動の中で建学の精神、教育目標が学生たちに伝えられていると自己評価している。しかし、教職員と学生の距離が近い、アットホームな雰囲気慣れすぎるために、言葉遣いなど教員に対して礼を失する学生たちも数多く見受けられる。そうした場合は、そのつど教育目標に則って学生に注意を与えながら自省を促している。

(b) 課題

上記のごとく定められており、教育活動もそれに則して実施しているが、その本質に届かない者もいないわけではない。これが、単なる「お題目」としてしかみていない学生がいる実情は否定できない。今後の大きな課題と言える。

[テーマ]

基準 -B 教育の効果

(a) 要約

本学は学校法人加茂暁星学園の創始者西村大串によって語られた「業学一如」を建学の精神としている。「教育目的・目標」は「建学の精神」に基づき明確に示されている。また、短期大学幼児教育科として、学則第2条（目的と使命）に則し、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更を適宜確認し議決機関の教授会を通じて法令遵守に努めており教育の質を保証している。

社会的ニーズに対応した短期大学士（幼児教育学）・保育者の育成に応えるため教育目的・目標に基づいて本学では学位授与の方針を「育てたい学生像」、教育課程編成・実施の方針を「授業構成について」、入学者受け入れの方針を「求める学生像」とし明確に示した。これら三つの方針の中で「育てたい学生像」を学習成果として位置づけている。学習成果の達成を単位取得状況とその評価、免許・資格の取得状況、そして免許・資格を生かした専門就職率の割合で判断している。

また科目レベルで各教員は授業科目ごとに学生が獲得すべき知識、スキル、態度等をシラバスの記述項目にある「科目の目的（達成目標）と授業内容」の中で記すことによ

り具体的に学習成果を設定している。授業を通じて学生がそれを獲得したかどうかを定期試験結果やレポートの記述、学生による授業評価アンケート等で判断している。

学習成果が社会的ニーズに応え得る有為な人材の育成にかなう内容となるよう自己点検評価委員会の計画に基づき定期的に点検することを計画している。

また、学習成果を焦点とする査定の手法を用いて査定を実施している。計画・実行・検証・改善のシステムを用いて教育の質の充実、教育の効果の改善に努めている。

(b) 改善計画

教職員に向けて学習成果の位置づけの意識化を図り学生に周知していくこと、また現時点において「育てたい学生像」を学習成果として位置づけているが、学習成果をどのように規定していくかが課題である。

教育の質を担保するための取組は自己点検評価委員会が中心となり各委員会がその趣旨を理解し計画、実施してきた。今後はそれぞれの取り組みから得られた結果について集約と分析にこれまで以上に力点を置き、大学全体・全教職員で改善点を共有し自己点検・評価活動に取り組むことが課題である。加えて、教育の質保証を担保するために卒業1年以内の離職状況を調査していくことも査定の手法として取り上げていくことを計画している。

[区分]

基準 -B-1 教育目的・目標が確立している。

[観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標は学習成果を明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

(a) 現状

前述のとおり、「教育目的・目標」は「建学の精神」に基づき明確に示している。

教育目的・目標は「学位授与の方針(育てたい学生像)」に反映されており、本学において「学位授与の方針(育てたい学生像)」を学習成果として位置付けている。よって教育目的・目標は学習成果を明確に示していると言える。

また、教育目的・目標を学内では学生便覧、ガイダンス、学外ではホームページ、学生募集案内パンフレットで表明している。

教育目的・目標の定期的な点検は自己点検評価報告書作成の際に行われている。

(b) 課題

教育目的・目標は学習成果を明確に示していると自己評価したが、そのように評価した経緯を教職員が意識化できるよう周知に努めることが課題である。

基準 -B-2 学習成果を定めている。

[観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

(a) 現状

「建学の精神」に基づき、社会的ニーズに対応した短期大学士（幼児教育学）、保育者の養成に因るため教育目的・目標を掲げている。教育目的・目標に照らし、本学では学位授与の方針を「育てたい学生像」、教育課程編成・実施の方針を「授業構成について」、入学者受け入れの方針を「求める学生像」とし明確に示した。これら三つの方針の中で「育てたい学生像」を学習成果として位置づけている。学習成果の達成を単位取得状況とその評価、免許・資格の取得状況、そして免許・資格を生かした専門就職率の割合で判断している。

また科目レベルで各教員は授業科目ごとに学生が獲得すべき知識、スキル、態度等をシラバスの記述項目にある「科目の目的（達成目標）と授業内容」の中で記すことにより具体的に学習成果を設定している。

授業を通じて学生がそれを獲得したかどうかを定期試験結果やレポートの記述、学生による授業評価アンケート等で判断している。

学習成果（育てたい学生像）を学生便覧、ホームページ、学生募集案内パンフレット等に表明している。

学習成果が社会的ニーズに因え得る有為な人材の育成に適う内容となるよう自己点検評価委員会の計画に基づき教務委員会が定期的に点検することを計画している。

(b) 課題

教職員に向けて学習成果の位置づけの意識化を図り学生に周知していくこと、また現時点において「育てたい学生像」を学習成果として位置づけており、学習成果が獲得されているかを判断する項目は示したが、改めて学習成果をどのように規定していくか、学生一人ひとりがどれだけ学習成果を獲得したか数値化していく方法の検討が課題である。

基準 -B-3 教育の質を保証している。

[観点]

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを有している。

(a) 現状

本学は短期大学幼児教育科として「学園創設の精神並びに教育基本法、学校教育法及び児童福祉法の趣旨に則し、幼児教育に関する専門教育を授け、国家及び地域社会の発展に有為の人材を育成することを目的とする」の学則第2条（目的と使命）に則し、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更を教務委員会によって適宜確認し議決機関の教授会を通じて法令遵守に努めている。

以下に過去3年間の改正点を記す。

平成23年度入学生対象：保育士養成課程の一部改正により教育課程を改正

平成22年度入学生対象：教育職員免許法及び保育士養成課程の一部改正により教育課程を改正

平成21年度入学生対象：なし

また、学習成果を焦点とする査定の手法は次のとおりである。

学習成果の達成を単位取得状況とその評価、免許・資格の取得状況、そして免許・資格を生かした専門就職率の割合で判断する手法

定期試験やレポートの記述、各実習記録を基に科目の成績評価から判断する手法

学生による授業評価アンケート結果から判断する手法

2年間の学修終了時点での大学生生活全般についての満足度調査結果から判断する手法

卒業生や就職先の所属長を対象とした外部評価を定期的実施し判断する手法

相互評価を実施し判断する手法（平成24年度）

こうした学習成果を焦点とした査定を実施しながら次のような取り組みを行うことによって教育の質の保証、教育効果の改善を図っている。

計画・実行

到達目標の設定

建学の精神に基づく教育目的・目標の実現に向けて自己点検評価委員会が中心となって、三つの方針のうち「学位授与の方針（育てたい学生像）」を学習成果として位置づけ、到達目標を明確にした。

教育課程編成・授業計画・教育プログラムの策定

二年間の課程で適正な学習成果を獲得するために「教育課程の編成・実施の方針（教育課程について）」をもとに教務委員会が中心となって保育士資格及び幼稚園教諭二種免許に加えてレクリエーションインストラクター資格の同時取得を可能とする教育課程を編成し履修基準を設けている。中でも、独自の授業内容で計画・実施している「保育・教職実践演習」、授業と行事が一体化した「ミュージカルの制作・実演（科目：表現活動指導法）」、学生の社会的活動として実施している「出前保育」は本学の特色ある教育プログラムとなっている。

三つの方針の「求める学生像」に基づいた学生募集・入学試験の計画・実施

学生募集・入試委員会が中心となって高校訪問、オープンキャンパス、情報誌の

活用等、様々な広報活動を計画・実施することで受験者に対して「求める学生像」の周知に努め募集が行われ、選抜試験を実施している。

入学前の取り組み

入学予定者を対象にプレカレッジ（入学前学習）を実施することで入学後の学生生活に無理なく適応できる教育プログラムを計画・実施している。

入学直後の取り組み

年度当初に学長及び授業担当者が出席する新年度授業担当者打ち合わせ会を計画・実施している。当該年度の教育方針等を伝え、授業に関する打ち合わせ会を行い、教員間の意思の疎通や協力体制が図られている。

また、学生を対象に新年度オリエンテーション・ガイダンスを実施している。建学の精神、教育目的・教育目標、教育課程編成方針、卒業・学位授与方針の概説、教務・学生生活ガイダンスを行い、入学から卒業までの大学生活全般に渡って理解されるよう周知している。その他、入学直後に新入生を対象にしたアンケート調査を実施し本学を志望した理由、期待等の把握することで学生生活支援に役立てている。

年間を通した取り組み

学年担任で構成される学生厚生委員会が中心となって学生の生活支援に当たっている。学生の生活の様子、授業の出欠等、科目担当者から状況聴取できる指導体制が図られている。

行事等

毎年、全学生と全専任教員が原則参加する宿泊研修旅行(4月)を通じて団体生活に適応する能力、コミュニケーション能力の育成に努めている。

検証・改善

学習成果が達成されているかを判断するために前述の査定の手法と併せて「学生による授業評価」結果の考察、「教員間の授業参観及び授業評価」を通じて課題の発見・分析、改善点を見出している。

こうした計画・実行・検証・改善のシステムを用いて教育の質の充実に努めている。

(b) 課題

前述のように教育の質を担保するための取り組みは自己点検評価委員会が中心となり各委員会がその趣旨を理解し計画、実施してきた。今後はそれぞれの取り組みから得られた結果について集約と分析にこれまで以上に力点を置き、大学全体・全教職員で改善点を共有し自己点検・評価活動に取り組むことが課題である。加えて、教育の質保証を担保するために卒後1年以内の離職状況を調査していくことも査定の手法として取り上げていくことを計画している。

[テーマ]

基準 -C 自己点検・評価

(a) 要約

本学の運営上、自己点検・評価は極めて重要な活動であると考えている。そうした考えを基本とした上で、平成 4 年、自己点検・評価のための条項が学則（学則第 6 条）に加えられた。その後、平成 6 年に整備された「自己評価委員会規程」が本学諸規程に加えられ、実施に移されている。その「自己評価委員会規程」第 2 条（目的）に基づき、本学の教育・研究活動および運営等の状況について点検・評価を行い、学校全体の活性化に資するため、平成 6 年度から平成 12 年度まで毎年、「年次報告書」を刊行してきた。その後、平成 16 年度末に認証評価のための委員会として、それまでの自己評価委員会を基盤とした ALO 委員会が創設された。教授会構成員である全教員および、事務長によって組織され、学長が委員長を務めている。現在は、ALO 委員会を核とした自己点検評価委員会が、「自己点検・評価」活動を積極的に継続・推進している。

上記の「年次報告書」の刊行等の経過を踏まえて、平成 17 年 3 月に「自己点検・評価報告書」（平成 10 年度～平成 15 年度）が発行された。そして、平成 18 年度の第三者評価を受けるための資料として平成 18 年 6 月に「自己点検・評価報告書」（平成 15 年度～平成 17 年度）が発行された。その後、平成 20 年 8 月に「平成 20 年度自己点検・評価報告書」（平成 17 年度～平成 19 年度）を発行してきた。

【自己点検・評価の教職員の関与と活用について】

平成 15 年度までの本学「自己点検評価委員会」の構成員は学長、事務長、専任教員 2 人であった。その後に発展した「ALO 委員会」から、「自己点検評価委員会」が中心となって教職員全員が関わり、現在に至っている。

これまでに作成した「年次報告書」および「自己点検・評価報告書」は、各項目を分担執筆することを基本とした全学態勢で行われてきた。こうした方法は、各自の教育・研究・学内業務に対する自覚の高まりに通ずる結果をもたらしている。一方、「学生の授業評価アンケート」は、非常勤教員にも開示され、各々の授業内容の向上に寄与している。こうした自己点検・評価に対する態勢を堅持しながら推進させている。

【相互評価や外部評価について】

平成 24 年度において帝京学園短期大学との相互評価実施予定である。共に幼児教育科もしくは保育科のみを持つ単科短期大学であり、入学定員も 100 名未満の小さな短期大学であり、教育に関する問題意識も近いこともあり、相互評価を行うことになっている。相互評価の項目は、以下の 3 項目である。

教育課程（教職実践演習履修カルテ等を活用した学習成果とその査定

学生支援（教育課程の学習成果の獲得にむけた学生の生活支援）

地域貢献の取り組みについて

【第三者評価（認証評価）について】

第三者評価を実施するための学内組織の概要としては、平成 17 年度から毎月 1 回定例

の自己点検評価委員会を開き、第三者評価のみならず学内における教育・研究のための課題解決を図ってきた。そして、平成18年度に第三者評価を受け、適格認定をいただいた。その後、「自己点検評価委員会」が中心となって、平成22年度に短期大学基準協会によって策定された4基準に沿った形の自己点検評価報告書を平成20年度～平成23年度までの内容で作成した。その後平成24年度の報告書と合わせて第2巡目の評価を平成25年度に受けるべく、準備している段階である。

(b) 改善計画

第三者評価2巡目における4基準の中で、学習成果と査定の公表の部分で本学独自の評価書式を議論しているのが現状である。また、授業評価等がその後の授業改善にどのように繋がっていくのかなど様々な議論を並行しながら、平成25年度の第三者評価を受ける体制を整えたい。

[区分]

基準 -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

[観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

(a) 現状

自己点検評価のための規定及び組織は整備されている。また、学生による授業評価と教員による授業評価を隔年で交互に行ってきたが、平成23年度からは学生による授業評価を毎年行い、それに対する各教員のコメントや改善策を提供してもらっている。平成20年度以降は、自己点検・評価報告書は毎年には発行していない。第2巡目の第三者評価基準に合わせた自己点検評価報告書を作成するため、平成20年度から平成24年度までの内容を学内の全教職員で新基準に合わせて取り組み、25年度に発刊する予定である。

平成18年度に受けた第三者評価以来、各教員間で学内での授業のあり方や授業評価に対する意識が高まった。

(b) 課題

学生による授業評価と教員による授業評価を隔年で行ってきたが、今までその振り返りや改善策を具体的に授業に生かすことが課題であり、また、どのように改善されたのかを数値化することも課題である。しかし、各教員の反省点は少しずつ授業内容に反映されていると思われる。それを客観化するための方策として就職先へのアンケートや相互評価などの外部評価をより積極的に取り入れなければならないと考える。

基準 についての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

特になし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

特になし

【基準 教育課程と学生支援】

(a) 要約

教育課程については、学位授与、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を明示し適切に行なわれている。学習成果の査定のための卒業後評価への取り組みもアンケート調査を実施するなど適切に行っている。学生支援は、学習成果の獲得に向けて、教育資源を有効に活用し、学習支援、生活支援、進路支援など、概ね適切に行われている。

(b) 行動計画

教育課程編成において時間的制約から多様性に富む教養科目の設置が難しいことが課題として挙げられているが、本学の授業構成の方針（Curriculum policy）に則った形で計画していく。

[テーマ]

基準 -A 教育課程

(a) 要約

教育課程は、「育てたい学生像（Diploma policy）」に従い、適切に編成されている。教育課程は学位授与の方針に対応し、体系的に編成している。学位授与の方針に対応した学習成果が得られるよう授業科目を構成している。教育課程に応じて、教授、准教授、講師を配置し、研究業績や教育業績に関連した科目に教員を配置している。教育課程の編成は、1年次に教養科目と専門基礎科目を中心にした講義と実習が生まれ、2年次には専門性のより高い専門教育科目と選択科目、及び実習を中心に配置している。

学位授与の方針としては、卒業要件としての単位数を定め、成績評価の基準、資格取得要件を明確に示している。学位授与の方針は、学生便覧により学生に周知し、学外に対してもホームページによる情報公開において明確に示している。

入学者受け入れ方針については、平成22年度、「求める学生像」（Admission policy）を策定した。入学者選抜においても上記のポリシーに則ったかたちで行なわれている。入学に際して、本学の「求める学生像」を満たしていると見なされる学生を募集し、その適性が見込まれた学生を入学許可することができていると考える。

学習成果の査定については各教員が担当授業ごとに的確に査定している。学科・専攻課程の教育課程の学習成果については各教員がシラバスにおいて明確に示している。学生はシラバスを照査しながら、自らの獲得した学習成果を確認することができる。平成22年度、授業構成についての方針（Curriculum policy）を策定した。この策定により、学生はどのような授業構成になっているのかを理解することができるようになった。

卒業にあたって、「卒業生向け満足度調査」は平成20年度末より実施し、現在も継続している。2年間の本学教育活動に対して、おおむね満足して卒業していることが明らかになっている。

また、卒業後、就職先に向けて行うアンケートに関しては、2種類の調査を行っている。

学生時代アンケート（卒業生からの評価）

平成17年度、平成23年度に「学生時代アンケート調査」を実施し、2年間の本学教育活動に対して、おおむね満足して卒業していることが明らかになっている。

卒業生動向アンケート（職場からの評価）

平成17年度、平成23年度に「卒業生動向アンケート調査」を実施し、本学の卒業生の就職先園長による評価を行っている。勤務状況、職場でのコミュニケーションという点ではやや優れているという評価が得られた。保育計画、保護者への対応、デスクワーク等においては普通という評価が得られた。本学独自の教育活動（ミュージカル・卒業研究・出前保育）によって「能力を発揮している」と選択されたものには、「園の行事における演技等」「日々子どもへの援助」などが挙げられていた。逆に「能力を発揮していない」で選択されたものには「得意分野を生かしていく力」「日々の保育遊びの提案」などが挙げられた。

(b) 改善計画

平成22年度より取り組んでいる本学独自の「保育・教職実践演習」という科目の中で作成される「履修カルテ」を活かした入学から卒業までの学生ひとり一人の学習達成度の状況把握や関連する各教科との連携をいかに図るかなどの課題がある。

[区分]

基準 -A-1 学位授与の方針を明確に示している。

[観点]

(1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則に規定している。

(3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。

(4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。

(5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

(a) 現状

学位授与の方針としては、卒業要件としての単位数を定め、成績評価基準、資格取得要件を明確に示している。特に成績評価基準については年度末の査定教授会において定期的に点検している。絶対点数化された成績表を資料にし、査定教授会において透明性の高い査定を行なっている。卒業要件については学則第4章第26条で、成績評価については教育科目の単位認定に関する規程で、資格取得については学則第4章第27条で示している。また、学位授与の方針は、学生便覧により学生に周知し、学外に対してもホー

ムページによる情報公開を行っている。

成績評価基準、卒業要件、資格取得要件は以下の通りである。

成績評価の基準

- ・各科目の修了の認定は、教育科目の単位認定に関する規定第9条において定めている。出席、筆記試験、口述試験、論文、報告書その他によって行うものである。
- ・上記の成績の評価は、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

表 - 1

評点 (100点法)	評価
80点以上	優
70点以上	良
60点以上	可
59点以下	不可

卒業要件

表 - 2

区 分	
教 養 科 目	10単位以上
専 門 教 育 科 目 の 必 修 科 目	56単位以上
選 択 科 目 そ の 1	8単位以上
合 計	74単位以上

資格取得要件

表 - 3

区分	教養科目	必修科目	選択 その1	選択 その2	計
卒業条件					
保育士資格及び 幼稚園免許状	10	56	15	10	91
保育士資格のみ	10	56	15	-	81
幼稚園免許状のみ	10	56	8	10	84
卒業のみ	10	56	8	-	74

教育科目の単位認定に関する規定による

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

成績評価の基準については、現時点では大きな課題を見出すことはできない。

基準 -A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

[観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程は体系的に編成している。

学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を編成している。

成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。

シラバスに必要な項目(達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)が明示されている。

通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業(添削等による指導を含む。)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。

(3) 学科・専攻課程の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。

(4) 学科・専攻課程の見直しは定期的に行っている。

(a) 現状

教育課程は、学位授与の方針に対応し、体系的に編成している。学位授与の方針に対応した学習成果が得られるよう授業科目を構成している。教育の目的・目標に達すべく教育している。なお目標の水準に到達しないことが懸念される学生に対しては、個別に対応している。教育課程に応じて、教授、准教授、講師を配置し、研究業績や教育業績に関連した科目に教員を配置している。

教育課程の編成は、1年次に教養科目と専門教育科目(必修科目)を中心にした講義と実習が組み、2年次には専門性のより高い専門教育科目と選択科目及び実習を中心に配置している。授業科目の配置は体系的であり、「建学の精神に基づいて人格の陶冶を図り、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従って幼児教育に関する専門教育を行い、豊かな知性と情操、積極的な奉仕精神と実践力を練磨し、地球社会、我が国及び地域社会の福祉に貢献する人材を育成する」という教育目的に沿って編成されている。

(b) 課題

学習成果が目標の水準に達しない学生に関しては、個別に対応している。また、入学後の学習活動が円滑に進められるように平成21年度より毎年プレカレッジ(入学前指導)を行っている。21年度3回、22年度2回、23年度2回行っており、ほぼ全員の入学予定者が参加する。建学の精神への感化、自主的な学習態度の涵養、学力向上の機会を提供しているが、学習成果の更なる向上についての議論を進めなければならないことが課題と考えられる。

今後、新潟経営大学との単位互換の活発化などを促し、希望者には多様性に富む教養科目の取得に向けたカリキュラム編成も課題としてあげられる。

基準 -A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

[観点]

(1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。

(2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

(3) 入学者選抜の方法(推薦、一般、AO選抜等)は、入学者受け入れの方針に対応し

ている。

(a) 現状

学内においては求める学生像を共通理解していたが、外部に対して発信する必要性・重要性に鑑み、平成 22 年度、「求める学生像」(Admission policy) を策定した。この策定により入学希望者は自らを本学の「求める学生像」と照査することが可能になった。

求める学生像 (Admission policy)

- 1 子どもに愛情を持ち、保育士及び幼稚園教諭の職に就くことを強く希望している人
- 2 基本的な生活習慣を身につけ、礼儀正しい行動ができる人
- 3 人との関わりの中で自らを高めようとする人

入学者選抜 (指定校推薦・推薦入試・一般入試・社会人入試) においても上記のポリシーに則ったかたちで行なわれた。本学の入学者選抜のいずれもが面接選考を必須としている。面接時に、子どもへの愛情を持ち、明確な志望動機を持ち合わせているのか、基本的な生活習慣を身につけているのか、人との関わりの中で自らを高めようとしているか等、口頭試問で審査し、その適性を審議した。入学に際して、本学の「求める学生像」を満たしていると思われる学生を募集し、その適性が見込まれた学生を入学許可することができていると考える。

(b) 課題

本学は保育者養成校として、常に変化する社会情勢に対応しながら、保育者となる学生の更なる質の向上を目指して、たえず「求める学生像」(Admission policy) を精査する姿勢を堅持していきたい。

基準 -A-4 学習成果の査定 (アセスメント) は明確である。

[観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

(a) 現状

学内においては学習成果の査定を各教員が担当授業ごとに的確に査定していた。学科・専攻課程の教育課程の学習成果については各教員がシラバスにおいて明確に示している。シラバスにおいて 15 回の授業最終時までには獲得される学習成果を明示し、そのための授業構成を具体的に示している。学生はシラバスを照査しながら、自らの獲得した学習成果を確認する。

平成 22 年度、授業構成についての方針 (Curriculum policy) を策定した。この策定

により、学生はどのような授業構成になっているのかを理解することができるようになった。

授業構成について (Curriculum policy)

- 1 充実した教養科目を設ける
- 2 保育・幼児教育を実践するための方法や技術を習得するための科目を設ける
- 3 子どもと家族について理解を深める科目を設ける
- 4 保育・幼児教育について保育の現場で体験的に学ぶことができる科目を設ける
- 5 少人数制のゼミナール形式の授業を設ける
- 6 表現技法の習得を通して、人間的成長を図る科目を設ける

授業構成は上記のポリシーに則り、的確に構成されている。以下、授業構成について (Curriculum policy) 番号順に具体的に記述する。

1 について

本学では、保育者としての幅広い教養と深い専門性を身につけるために、2年制の単科短大としては可能な限り充実した教養科目を開設している。深い専門性を身につけるためには、土台として幅広い教養が礎となる。学習の範疇を保育関連分野に特化する前、主に1年次生の段階で教養科目が履修できるように配慮している。

2 について

授業科目「乳児保育」「幼児教育教材研究」等各専門教育科目において、より実践的方法や技術を習得するための学習内容になっている。そのことがシラバスに明確に示されている。

3 について

授業科目「家族援助論」「保育相談支援」等各専門教育科目において、子どもと家族について理解を深める科目を設け、学習できる授業構成になっている。

4 について

保育の現場で体験的に学ぶことができる科目として実習科目「保育実習」「保育実習（施設）」「保育実習」「保育実習」「教育実習」「教育実習」がある。これらの実習科目のほかにも「保育実習指導（保育所）」「保育指導法」等、現場で体験的に学ぶことを学習する科目がある。

5 について

本学では少人数制教育のメリットを活かし、ゼミナール形式での授業科目「保育・教職実践演習」を設けている。担当教員が学生一人ひとりの学習状況を的確に捉え、個別的学習状況に見合った丁寧な指導を行なうことができている。担当教員と学生双方が的確に学習状況を捉える為に個人カルテを作成している。この個人カルテは平成22年度から実施している。個人カルテは学生自身が学習成果を自己評価する機会となり、同時に担当教員が、当該学生の学習成果の不足を補う指導の資料となるものである。この個人カルテを学生と担当教員が活用することで、現状の学習成果をタイムリーに双方が共有し合い、更に向上することが可能になるものである。

またゼミナール形式にすることで、担当教員指導のもと、学生同士が相互に学習成果を共有し、切磋琢磨することができている。学生同士が学習成果を刺激し合うことで、更に学習するべき課題を見出すことができている。

6 について

本学は授業科目「表現活動指導法」の授業を通してミュージカルの制作・上演を行なっている。2年次生の学年全体の取り組みとして年間行事に位置付けている。ミュージカルを通して、表現技法・表現方法等を身につけることができる。この取り組みは平成23年度、第26回を数えるまでの伝統があり、毎年2千人前後の観客を動員するものである。ミュージカルは本学を特徴づける学校行事になっている。この科目を通して学生が学ぶことは表現技法を取得するにとどまらない。ミュージカル上演後の学生アンケートを実施し、学生にミュージカルで学んだことを記述してもらっているが、そこには人間関係を学び人間的成長を図ることができたと記述する学生が多い。

平成20年度末より教育課程の学習成果を測定する一つ的手段として、毎年「卒業時満足度調査」を行なっている。ここでは入学動機を機軸に期待通りであったか否かを問う質問をした。その結果、「自分の進路に直結する学科だったから」という入学動機に対しては9割以上が期待通りであったと評価している。また、2年間の本学教育活動に対して、おおよそ満足したと答える学生が約8割以上という結果がでた。学生から本学への課題としては、私語が多い、交通事情の改善（スクールバスの増便等）、悪天候時の迅速な連絡体制の確立、校舎の経年化等が挙げられた。

(b) 課題

平成22年度より授業構成についての方針（Curriculum policy）を明確に示してはいるが、学習成果の査定については、現段階では学生がシラバスを参考にして照査し、各教員が評価している。入学から卒業までの学生ひとり一人の学習達成度の状況把握を具体化することが緊急の課題である。

基準 -A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

[観点]

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

(a) 現状

本学において「育てたい学生像（Diploma policy）」を策定し、卒業時まで育てたい像を明らかにすることで照査できる体制を整えている。これは「求める学生像」（Admission policy）「授業構成についての方針」（Curriculum policy）と関連性・連続性を持ち、入学から卒業まで一貫性のある教育を実現することを意識したものである。

育てたい学生像（Diploma policy）

- 1 人間と自然を愛し、子どもの成長と発達についての専門的知識を身につけている
- 2 子どもの発達を援助する技法や保育の表現技術を身につけている
- 3 保育者としての自覚と責任感を持ち、社会性や対人関係能力を身につけている

また、卒業生向けアンケートに関しては、2種類の調査を行っている。

学生時代アンケート（卒業生からの評価）

平成17年度、および平成23年度に、「学生時代アンケート調査」を実施した。これは2年間の本学教育活動を社会人となってから振り返って頂く調査であった。学生時代に学習したかった項目として挙げられたものは、現場ですぐに役立つ手遊び歌遊びペープサート・ピアノ演奏など保育技術に関したものが多かった。本学独自の教育活動ミュージカルを通して学んだことは、仲間と協力する楽しさや達成感（仲間意識の高まり）を挙げるものが多かった。これらの調査結果に基づき、担当教員が授業内容を改善し、卒業後評価を活かした取り組みが行なわれている。

卒業生動向アンケート（職場からの評価）

平成17年度、平成23年度に「卒業生動向アンケート調査」を実施し、本学の卒業生の就職先園長による評価を行っている。勤務状況、職場でのコミュニケーションという点ではやや優れているという評価が得られた。保育計画、保護者への対応、デスクワーク等においては普通という評価が得られた。本学独自の教育活動（ミュージカル・卒業研究・出前保育）によって「能力を発揮している」と選択されたものには、「園の行事における演技等」「日々子どもへの援助」などが挙げられていた。逆に「能力を発揮していない」で選択されたものには「得意分野を生かしていく力」「日々の保育遊びの提案」などが挙げられた。

(b) 課題

「卒業生動向アンケート調査」における記述の中で、保育現場において、気付きや気配りができないあるいは自ら行動する力が弱い、一般常識を身につけてほしい等の意見が園長先生方から上がっている。これらの意見に対して、養成校としてどのように指導していくか大きな課題であるととらえている。

今後、教務委員会を中心として聴取した結果を学内の教育活動に活用していく体制づくりをすすめたい。

[テーマ]

基準 -B 学生支援

(a) 要約

学生の支援としては、学年担任から構成される学生厚生委員会を中心に、全教職員が連携・協働しながら学生の対応に当たっている。メンタルヘルスの点で専門家の支援を希望する学生には、月に1度、専門家に来校してもらい個別相談に応じる機会を作っている。

学生の学習成果の獲得に向けても、印刷物を発行し合わせてガイダンスやプレカレッジを開催するなど組織的に取り組んでいる。進路支援においては、本学では大半が就職希望のため、求人情報や就職活動に関する教材及びインターネットを設置した就職指導

室を整備し、そこに専任の職員を配置している。また、教員の中からも就職担当を置き、
教学との連携を図りながら支援する体制をとっている。

(b) 改善計画

学生の抱えている悩みや不安、問題等に早期発見・対応できる態勢を整備する必要がある。とくに学年担任が中心となり、欠席が多いなど気になる学生には家庭と連絡を取り合いながら支援を行っているが、不十分な点も見受けられる。より効果的な支援を行うためには、専任の教職員が普段から学生の様子に気を配るだけに止まらず、非常勤講師との情報・認識の共有化を今後更に密に行うことが望まれる。

[区分]

基準 -B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

[観点]

- (1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - 教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
 - 教員は、学習成果の状況を適切に把握している。
 - 教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
 - 教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
 - 教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
 - 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
 - 教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。
- (2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
 - 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果に貢献している。
 - 事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - 事務職員は、SD活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
 - 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。
- (3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - 図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - 教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - 教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
 - 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進している。
 - 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の

向上を図っている。

(a) 現状

各教員は、幼児教育科で必要とされる学習成果の獲得に向けて責任を果たせるように努めている。そして、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果の評価を行っている。成績評価の際、出席状況や授業態度、小テスト、レポート、定期試験等に基づいて、学生毎の状況の把握に努めている。さらに、授業の質を向上させる取り組みとして「学生による授業評価アンケート」や「教員間授業評価」を定期的実施している。これらの結果は、各教員にフィードバックされ、それぞれの授業の改善や適正化を図る上で大きな役割を果たしている。本学にはチームティーチング方式の授業が多くある。例えば、教育実習、保育実習、施設実習、音楽表現、保育・教職実践演習、表現活動指導法などである。授業の事前事後において、各授業担当者は、授業内容と達成目標のすり合わせを常に行いながら、学生の学習成果向上に向けた授業を展開している。特に実習においては、全実習の授業担当者によって構成される実習委員会を組織し、実習園や学生の状況、実習における課題について共通認識を図っている。また、授業内容については非常勤講師とも調整を行いながら精査している。

本学の専任教員は全員が学年担任や教務委員を経験しており、卒業や資格・免許取得に至る履修方法について学生に指導ができる知識を有している。

事務職員は実習関係、就職関係、教務関係で教員と連携を取りながら職務にあたっている。

教務関係では履修者名簿を作成し、履修状況のチェックや卒業判定する成績表の作成、幼稚園教諭や保育士資格の要件や卒業要件を満たしているかなどの最終チェックを行っている。また、平成22年度から履修届が出された段階でチェックを行い、不足の単位数のアドバイスを行っている。全般的に、事務への提出物を通じて一般常識の指導を行う場面も増えてきている傾向にある。また、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状に関する実習を円滑に行うため事務員を配置し実習先との調整を行っている。

図書館には専門の事務職員を配置し、図書の利用アドバイスや閲覧室使用の一般常識も含めた学習向上のための指導を行っている。学生の利便性を向上させる取り組みとして、卒業論文作成時期には、図書館の開館時間を延長するなどの対応を行っている。

学内のコンピュータ室は、コンピュータの基礎から応用に至る様々な授業で使用されている。コンピュータ室には、クラス単位で授業を行った場合、全学生がコンピュータに触れる台数を確保しており、授業時間以外であれば学生が自由に使用できるようになっている。教員研究室のコンピュータは学内LANを活用して、学生名簿や成績表の作成などデータ共有を図ることに活用されている。学校運営上、成績管理、学籍管理、資格管理など独自の教務システムを整備し運用している。

(b) 課題

学生毎の学力や興味・関心の差が大きいため、学生一人ひとりの理解度に合わせた対応をすることが困難な状況にある。資格や免許等を取得する上で必要とされる専門性を修得させるためには、何らかの工夫が必要であると思われる。

本学の教育課程の特色として、幼稚園教諭と保育士資格を取得する為の資格要件及び卒業要件を学習成果の獲得に合わせて修得させているため、これらの履修状況は事務職員との連携を深めなければ実現できないことである。小規模校の人員不足の中で、校務の負担はあるものの、今後ますます教員と事務職員の連携が不可欠になると思われる。

基準 -B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

[観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

(a) 現状

本学では4月にガイダンスを実施し、今までの学習の習得度を個々の学生に確認させるとともに、今後の学習内容と課題に見通しが持てるよう指導している。1年生においては、2年生の倍の時間を設け、授業科目とその履修方法等についての指導を行っている。また、学生生活全般をサポートすることを目的に大学生活に必要な情報をまとめた学生便覧や、実習の事前事後指導全体を通して学生が参考図書として使用できる実習の手引を発行している。

基礎学力が不足する学生の支援としては、教養基礎演習という科目を設け、高等学校卒業程度の基礎学力を習得できるよう努めている。また、本学では学年ごとに2人の担任を配置し、学習面や学生生活における全般的な悩みに対応している。ゼミナール形式の授業を取り入れていることもあり、ゼミ担当教員と学年担任が学生の状況や問題を共有・連携しながら指導にあたることも多い。

その他2月、3月には入学予定者を対象としたプレカレッジを実施し、新入生が入学前から保育の基礎を身に付けたり、入学に対する様々な不安や疑問を解消することで、4月からの学生生活にスムーズに取り組めるような態勢づくりに努めている。

(b) 課題

学生の学力格差に対応し、今後、学力や学習達成度別授業の展開が求められると推察される。

基準 -B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

[観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

(a) 現状

本学には、全学生をもって組織される学友会がある。学友会は学生生活の発展と会員相互の親善を図ることを目的に、各種行事やクラブ活動の運営を行っている。この学生主体の活動を支えているのが1、2年の学年担任で構成される学生厚生委員会である。学生厚生委員は学友会活動の他にも、学生生活全般における相談・支援を行っている。また、前述のように、本学ではゼミ形式の授業を取り入れていることもあり、ゼミ担当教員と学生厚生委員が協働して学生の状況把握と支援にあたることも多い。

本学に食堂は設置されていないが、パン、菓子、麺類、飲み物の自動販売機が設置されている。また、学生の居場所づくりや勉強場所、食事場所の確保を目的として学生数に比して十分な広さの学生談話室が設けられている。談話室には手洗い場、電子レンジ、電気ポット等が設置されており、そこで学生はお茶や食事を摂りながら、授業や行事の準備にあたるなど和やかな時間を過ごしている。

学生寮は所有していない。理由は学生の約9割が自宅通学者であるためである。また、系列大学が隣接しているため、本学周辺には学生向けの不動産も多い。そのため下宿を必要とする者には、合格手続後短大周辺のアパート情報を送付している。

本学は決して交通が便利な場所にあるとは言えない。信越線の加茂駅と羽生田駅の丁度中間に位置しており、両駅からは徒歩で約30分の時間を要する。短大独自のバス運行

はしていないが、系列大学のバスと民間のバスが短大と加茂駅間を往来している。自家用車で通学する学生も多いため、本学では十分な広さの駐車場を用意している。

怪我や体調不良の学生のために医務室を用意している。専属の職員はいない。体調不良の学生に対して本学では早退するように指導することが多く、医務室の利用者は少ない。メンタルケアに関しては、月に1度地元の精神科医が来校し希望制で学生のカウンセリングを行っている他、日常的にも学生厚生委員をはじめとする全教職員で対応している。また、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントについても、女性・男性の教職員で相談窓口を設けており、問題が生じた場合に備えている。

以上のように学生の生活支援を組織的に行いつつ、毎年度末には、2年生を対象に「卒業時満足度調査」を実施し、学生生活に対する学生の意見や要望の把握に努めている。

学生の社会的活動については、積極的に評価している。本学では地域社会と積極的な関わりを持ちながら展開される授業も多い。

(b) 課題

学生食堂の設置が求められる。食堂の設置は保護者会総会においも聞かれた要望である。通学のために更なる便宜を図ることも本学の課題と言える。現在学生が通学のために利用している民間のバスはもちろんであるが、系列大学のバスも有料である。下校時間によって学生は、両バスの回数券を購入することになる。何よりどちらのバスにおいても定期券がないことが学生の経済的な負担となっている。また、学生のキャンパスライフがより充実したものになるよう学生が主体的にクラブ活動に取り組める支援体制を整備したい。

基準 -B-4 進路支援を行っている。

[観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

(a) 現状

本学の進路状況は、毎年、学生の大半が就職希望であることから、就職指導を中心に支援を行っている。環境面では、求人情報や就職活動に関する教材及びインターネットを設置した就職指導室を整備し、そこに専任の職員を配置し、教員のなかからも就職担当を置いている。また、学生が所属するゼミナールの教員も就職全般の相談に乗り、就職試験に向けて推薦書の作成や模擬面接を行うなど、教学との連携を図りながら支援する体制となっている。

表 - 4 就職支援概況

年次	月	内容	年次	月	内容
1年次	4月	就職ガイダンス	2年次	4月	就職ガイダンス
	5月	公務員採用試験模擬試験		5月	公務員採用試験模擬試験
	6月	公務員模擬試験結果について指導 保護者会で就職指導室の概況説明		6月	就職ガイダンス・求人受付開始 履歴書記入指導 進路希望調書提出
	12月	卒業生による就職講話・懇談			公務員模擬試験結果について指導
	2月	進路決定に向けてのガイダンス 公務員試験教養試験対策講座 公務員全国公開模擬試験(教養) 保育士模擬試験			保護者会で前年度進路状況等について説明 求人状況揭示 就職活動について個別指導開始(4月末まで) 公立保育所採用試験対策指導
				7月	ハローワーク、就職セミナー(面接)
		8月		県下私立保育園・幼稚園・福祉施設に求人要請文発送	
		9月		就職内定者への指導開始	
		12月		卒業生による就職講話・懇談	

本学は、保育に従事する人材を養成する機関であることから、就職に必要な保育士及び幼稚園教諭二種免許状といった専門資格を取得することを目標としている。そのためカリキュラム構成は、この二つの資格を取得するためものとなっている。さらに、現場実習においても事前・事後指導はもちろんのこと、実習中の指導も全教員体制で巡回指導をおこなっている。この現場実習は、資格取得に必要な実習であると同時にインターンシップの場ともなっている。また、この二つの資格の他、公益財団法人日本レクリエーション協会が付与するレクリエーション・インストラクターの資格取得も可能で、就職後の現場でのスキルアップに繋げている。また、専門職以外の就職希望者には、系列大学が実施している「日商簿記3級講座」にも無料(テキスト代のみ)で受講できるようにしている。

就職試験対策としては表 - 4のとおり実施している。平成22年度から「公務員試験教養試験対策講座」を専門機関と連携して開講し公務員試験対策を行っている。また、カリキュラムにおいても教養基礎演習(1年次：通年)及び教養演習講座(2年次：平成22年度まで開講)を開講し公務員対策を行っている。教養基礎演習は、公務員に必要とされる教養を深める科目で、教養演習講座は教養基礎演習を土台としてさらに公務員試験対策を中心とした科目となっている。この他、毎年、卒業生を招き就職活動、就職後の働く喜びと苦勞といった仕事の状況、在学生へのアドバイス等を聴く就職講話を実施している。就職内定者に対し面談を行い、内定後の心構えなど自覚して行動するよう喚起している。

卒業後において県外就職者を中心に現地への訪問や卒業生との面談も含め、継続的なサポートを行っている。また、何らかの事情で離職した卒業生に対しても随時、相談に応じている。

< 就職対策講座の実施状況（受講者数） >

講座名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公務員試験教養試験対策講座			57人	39人

年度末には卒業生の就職先一覧及び正規・臨時の採用雇用形態の割合等の資料を作成し全教職員に配付しており、毎年度の就職状況を共有し学生の就職支援に活用している。

< 求人状況 >

年度 項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
県内	212人	215人	262人	287人
県外	149人	212人	332人	390人
合計	361人	427人	594人	677人

進学を希望する学生には進路ガイダンスにおいて、大学への編入学に関する資料や指定校の一覧等を配付し、希望に沿うよう個別指導を行っている。

(b) 課題

近年、首都圏における待機児童の問題とは逆に、地方では少子化に伴う施設の経営が問題となっており、近隣の自治体における保育所の民営化や組織の統合といった動きが活発化している。そのためか、雇用情勢が変わり求人数は増加傾向にあるものの臨時採用枠の割合が増加傾向にある。そのため、就職内定も正規採用の割合が低下している。今後は、正規採用に向けて就職支援をより一層充実していく必要がある。ただし、保育所や幼稚園は従来から、臨時採用後に正規採用される形態も多いことから、就職後も見据えた就職支援が肝要である。そのため、就職後の動向も調査・分析し、教育内容や就職支援にフィードバックすることも必要と考え、平成24年度から卒業後3年以内の「離職状況調査」を計画している。

基準 -B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

[観点]

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

(a) 現状

本学は教員組織である学生募集・入試委員会において入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。学生募集・入試委員会が毎年作成する「学生募集要項」「学

校案内」及びホームページにおいて、「求める学生像」(Admission Policy)が明記されており、受験生は本学が求める学生像を理解して受験することができる。「学生募集要項」においては募集学科、定員、男女共学であること、修業年限、試験区分、試験区分ごとの出願資格、出願手続き、選抜方法、出願期間、試験日等、受験生に必要な情報を明記している。ホームページにおいても同様の情報を提供している。これらの受験情報が普く届くように配慮し、「学生募集要項」は新潟県内の各高校に送付するとともに、本学教職員による高校訪問、あるいはオープンキャンパス、各種進学説明会等において配布している。

教職員による高校訪問は5月と7月に行ない、進路選択の適切な時期に情報が届くように配慮している。県内高校総数の約4分の3にあたる70数校の進路指導室を直接訪問し、本学の入学者の受け入れ方針について明確に伝えている。その際、どの教職員が訪問しても一定の情報提供ができるように入試募集マニュアルを作成し、活用している。

オープンキャンパスにおいては、入試方法の説明・授業体験学習・学内施設見学・交流体験ワークショップ・個別相談を行なっている。学生スタッフが中心となってワークショップや学内施設見学を行なうことでより一層本学の学生生活がイメージしやすくなっている。授業体験学習ではミュージカルの練習見学・卒業研究中間発表・模擬授業などを実施し、多様なスタイルで情報提供を行なっている。個別相談においては、保護者、先生方(高校)に対して、学費や進路・就職、アパートの件などについて相談に応じている。

各種進学説明会については毎年可能な限り参加し、本学の情報を高校生、保護者、高校教員に伝えている。年度ごとの参加回数は40回を超えている。

その他、中学・高等学校による本学訪問も積極的に受け入れている。

受験生が受験においてさらに問い合わせたい場合には、事務長と担当事務員が中心となって、常時電話、ファックス、Eメール、直接来学しての問い合わせに対応している。

ホームページにおいては過去3年間の入試データを公開している。ここには各入試区分毎の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数・倍率、及び合格者の評定平均値・最高評定値・最低評定値も明記されている。これらは受験生がどの入試区分で受けるのが自己にとって有利であるのかを判断する材料となっていると考えられる。倍率を勘案しても入試区分を選択することが可能になっている。同時に、前年度各筆記試験の合格者平均点・合格者最高点・合格者最低点が明記されている。

入学試験実施にあたっては学長を本部長として入試本部を設置し、入試関係会議を行い全教員で実施している。合否判定は全教員による合否判定会議で審議され、教授会において決定している。また合格発表については本学玄関に表示すると同時にホームページ上でも発表している。学生募集・入試委員会と事務長と担当事務員は常に情報を共有し合い、連携して業務にあたっている。合格通知発送等含め入試事務の滞りは一度も発生しておらず、円滑に行なわれている。

本学の入試区分は以下のとおりである。

- ・ 指定校推薦入学試験
評定平均値を推薦基準として定め、自己推薦文に基づく面接と調査書を総合的に判定する。
- ・ 推薦入学試験
評定平均値を推薦基準として定め、調査書、推薦書、小論文および面接を総合的に判定する。
- ・ 一般入学試験（一期・二期）
調査書、国語総合および面接を総合的に判定する。
- ・ 社会人入学試験（一期・二期）
小論文、面接を総合的に判定する。

平成24年度入試より推薦入学試験を一期と二期の2回行うことにより、選抜を多様化し受験生のニーズに込えている。

入学予定者に対しては、書類を郵送し入学後の各種情報を提供している。プレカレッジを2回実施し、建学の精神を学園歌の練習を通して入学予定者に周知している。プレカレッジではその他、教育実習に関する事前調査、ピアノレッスン、保育関係の授業などを行っている。更に、自宅学習としてレポート課題を課して入学式後に提出させている。入学後の学業との円滑な連結を図る試みを行なっている。

入学してからは、入学式翌日から2日間ガイダンスを行い、学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。内容は以下のとおりである。

- ・ 教務委員会による科目履修、免許・資格取得に必要な単位取得の方法、他大学との単位互換について、教材購入などについて
- ・ 学生厚生委員会による学生生活、学友会活動、健康診断日程などについて
- ・ 事務局による各種事務手続き、個人ロッカー使用の方法について
- ・ 就職指導室による就職活動について
- ・ 図書委員会による図書館利用について
- ・ 海外研修旅行について
- ・ 地域交流委員会による出前保育・ボランティアについて

(b) 課題

学生募集活動に関して、オープンキャンパス来場者は毎年ほぼ満足のいく結果であるが、本学志願者は年々減少傾向にある。その原因を多角的に検討し、志願者の確保に努めたい。

基準 についての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

- ・ 全国保育士養成協議会 関東ブロック協議会主催による「関東学生研究発表会」への

参加

教職課程において文部科学省が示している「学びの軌跡の集大成」として位置づけられている「保育・教職実践演習」はその趣旨・ねらいに則したなかで、本学は最終的な学習課題として学生に「卒業研究」を課している。複数の教員による査読の後、優れた研究に対し本学を代表して2月に開催される「関東学生研究発表会」に学生が参加しており、研究成果を発表する機会を積極的に設けている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

・ 保育実習（保育所）の実習時期について

保育実習を行う時期については、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」において「原則として2学年の期間内とし・・・（保育実習実施基準第2の3）」と定められている。本学もその基準に沿って、1年次の学修終了後（2月末）に実習を計画し行ったが、新潟県の気候、交通事情等により断念せざるを得なかった。そうした理由から本学では保育実習（保育所）を1年次の10月に実施している。この時期に実習を行うために、「告示科目」を1年次の前期に可能な限り配置し、実習に向かう時期までに学生には保育の対象の理解や内容・方法に関する基礎的事項が学習できるよう、学習カリキュラム上の工夫を行っている。また、実習委員会が中心となって支援体制の整備に努めている。

【基準 教育資源と財的資源】

(a) 要約

平成18年度に短大基準協会による第三者評価を受けて以降、そこで指摘された事項などにそって、自己点検評価委員会等が中心となって自己点検活動を実施してきた。

教員組織は、短期大学設置基準の規定をふまえて、必要な専任教員を配置するとともに、教育課程編成・実施の方針に基づいて開設されている主要科目の多くは専任教員が担当している。専任教員の職位及び採用、昇任については、規程に基づいて適正に行っている。

教員の研究活動は、研究費の支給・研究室の整備・研究日の設定等によって、推進されており、概ね研究環境は整備されている。またその研究業績は本学HPにおいて公開されている。

校地・校舎は、商学科を設置していた時の収容定員400人規模の校舎を維持し、短期大学設置基準で定める校地面積1,600㎡に対して12,225㎡、校舎面積2,350㎡に対して4,951.47㎡といった余裕ある資源を活用している。施設に関しては、講義室のほか図書館、音楽実習室、ピアノ練習室、音楽リズム室、小児保健実習室、小児栄養実習室、幼児保育実習室、体育館、コンピュータ室といった専門施設を整備し、短期大学設置基準のほか厚生労働省が定める保育士養成施設としての設備も有している。図書館は191.585㎡の中に閲覧席44席、30,000冊の図書が収納可能で、現在の蔵書数は26,244冊となっている。

固定資産の管理は「学校法人加茂暁星学園固定資産及び物品管理規程」によるが、実際の管理においては、専門業者による消防設備点検、浄化槽保守点検、電気設備点検を定期的実施しメンテナンスを行っている。また、夜間の火災・防犯対策は警備会社による遠隔装置により警備を行っている。防災対策は、毎年4月に全学による避難訓練を実施している。

学内のコンピュータシステムのセキュリティ対策は、専門業者が24時間管理する機器・サービスにより、不正アクセス対策、ウィルス対策、スパイウェア対策をおこない、更に教職員の個々のパソコンにもウィルスチェックソフトを導入している。学生が使用するパソコンは、シャットダウン時にシステムがリセットされるシステムを導入し、不要ソフトの導入やウィルスの侵入を防ぐ対策を行っている。また、学内LANを整備し、ファイルサーバを設置して教職員のデータ共有化を行い、学習支援のための情報共有化のための環境を整備している。

財政面では、平成20年度から収容定員を充足し続けていることから資金収支及び消費収支の悪化は見られない。さらに借入金がないことも財政の健全化の要因となっている。退職給与引当金は、毎年、全教職員の退職金に必要な額を退職給与引当特定預金に繰入を行っている。

平成23年度に理事会で中長期策定委員会を設置して、学園が経営する新潟経営大学、新潟中央短期大学、加茂暁星高等学校の中長期計画の策定を行い、短期大学については校舎の経年化に伴う今後の計画を中心に議論を行った。

教育資源・財的資源に関しては概ね適正な環境に置かれていると思われる。

(b) 行動計画

今後も自己点検評価委員会等を中心として、自己点検活動を継続し、相互評価、第三者評価等を通して実りある学生生活を過ごすための教育資源と財的資源の充実が求められる。

平成23年度に設置した中長期策定委員会で議論を行っている短大校舎の方向性を踏まえ、教育環境の整備と充実を図りたい。

[テーマ]

基準 -A 人的資源

(a) 要約

本学では短期大学設置基準の規定を踏まえ、保育者養成に必要な専任教員を配置し、必要な場合は教育研究業績のある非常勤講師を配置して教員組織の充実を図っている。また教員の研究活動は、研究費の支給・研究室の整備・研究日の設定等によって推進されており、概ね研究環境は整備されている。またその研究業績は本学HPにおいて公開されている。学習成果を向上させるために各委員会に専任教員と職員を配置させ連携を図っている。

(b) 改善計画

共同研究体制の充実を図り、研究紀要への投稿を促し、教員の研究活動の活性化を図る。さらに計画的にFD、SD活動の推進を図っていく。

[区分]

基準 -A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

[観点]

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

(a) 現状

専任教員数に関しては、平成19年度より定員を50名から80名へと増員したことに

伴って増減が見られるものの、短大設置基準の定める教員数を充足している。

表 - 1 新潟中央短期大学の専任教員表

平成 20 年 4 月 1 日現在

学 科 名	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手	〔八〕	備考
	教 授	准教授	講 師	計	〔イ〕	〔ロ〕			
幼児教育科	5	1	5	11	8(3)	-	-	-	
(小 計)	5	1	5	11	8(3)	-	-	-	
〔ロ〕	-	-	-	-	-	3(1)	-	-	
(合 計)	5	1	5	11	8(3)	3(1)	-	-	

〔注意〕

1. 上記の〔イ〕とは、短期大学設置基準（以下「設置基準」という。）第 2 2 条別表第 1 のイに定める学科の種類に応じて定める専任教員数をいう。
2. 上記の〔ロ〕とは、設置基準第 2 2 条別表第 1 のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数をいう。
3. 上表の助手とは、助手として発令されている教職員をいう。
4. 上表の〔八〕とは、助手以外の者で、短期大学全体もしくは学科等の教育研究活動に直接従事する教職員（事務職員を除く）をいう（例えば副手、補助職員、技術職員など）。

表 - 2 新潟中央短期大学の専任教員表

平成 21 年 4 月 1 日現在

学 科 名	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手	〔八〕	備考
	教 授	准教授	講 師	計	〔イ〕	〔ロ〕			
幼児教育科	5	2	5	12	8(3)	-	-	-	
(小 計)	5	2	5	12	8(3)	-	-	-	
〔ロ〕	-	-	-	-	-	3(1)	-	-	
(合 計)	5	2	5	12	8(3)	3(1)	-	-	

表 - 3 新潟中央短期大学の専任教員表

平成 22 年 4 月 1 日現在

学 科 名	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手	〔八〕	備考
	教 授	准教授	講 師	計	〔イ〕	〔ロ〕			
幼児教育科	4	3	4	11	8(3)	-	-	-	
(小 計)	4	3	4	11	8(3)	-	-	-	
〔ロ〕	-	-	-	-	-	3(1)	-	-	
(合 計)	4	3	4	11	8(3)	3(1)	-	-	

表 - 4 新潟中央短期大学の専任教員表

平成 23 年 4 月 1 日現在

学 科 名	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手	〔八〕	備考
	教 授	准教授	講 師	計	〔イ〕	〔ロ〕			
幼児教育科	4	5	2	11	8(3)	-	-	-	
(小 計)	4	5	2	11	8(3)	-	-	-	
〔ロ〕	-	-	-	-	-	3(1)	-	-	
(合 計)	4	5	2	11	8(3)	3(1)	-	-	

補助教員は、現在のところ配置していない。

専任教員の担当の配置に関しては以下の表の通りである。およそ各分野に1～4名の専任教員が配置されており、保育者養成に関わる主要な科目を主に担当している。

表 - 5 専任教員の配置 平成 20 年 4 月 1 日現在

分 野	教 授	准教授	講 師	計
教養系	1	-	-	1
心理系	-	-	1	1
福祉系	-	-	1	1
保育・教育系	-	1	2	3
音楽系	1	-	1	2
美術系	2	-	-	2
体育系	1	-	-	1
計	4	1	5	8

表 - 6 専任教員の配置 平成 21 年 4 月 1 日現在

分 野	教 授	准教授	講 師	計
教養系	1	-	-	1
心理系	-	-	1	1
福祉系	-	-	1	1
保育・教育系	-	2	2	4
音楽系	1	-	1	2
美術系	2	-	-	2
体育系	1	-	-	1
計	5	2	5	12

表 - 7 専任教員の配置 平成 22 年 4 月 1 日現在

分 野	教 授	准教授	講 師	計
教養系	1	-	-	1
心理系	-	-	1	1

福祉系	-	1	1	2
保育・教育系	-	1	2	3
音楽系	1	1	-	2
美術系	1	-	-	1
体育系	1	-	-	1
計	4	3	4	11

表 - 8 専任教員の配置 平成 23 年 4 月 1 日現在

分野	教授	准教授	講師	計
教養系	1	-	-	1
心理系	-	1	-	1
福祉系	-	1	1	2
保育・教育系	-	2	1	3
音楽系	1	1	-	2
美術系	1	-	-	1
体育系	1	-	-	1
計	4	5	2	11

教員の採用については、「新潟中央短期大学教員の任用選考基準に関する規程」に則り、欠員が生じた場合、任用選考を行う。募集手段は基本的に公募によるものとしている。近年では、平成 20 年度より講師 1 名、平成 21 年度より准教授 1 名を採用している。

教員の昇任については、「新潟中央短期大学教員の審査委員会に関する規程」に則り、昇任資格を満たしたと判断される教員に対して行われる。近年では、平成 22 年度に 1 講師が准助教授に、また平成 23 年度に 2 講師が准教授に昇任をしている。

専任教員の担当の配置に関しては以下の表の通りである。およそ各分野に 1 ~ 4 名の専任教員が配置されており、保育者養成に関わる主要な科目を主に担当している。

専任教員ではカバーできない科目は、教育研究業績を有する非常勤講師を配置して教員組織の充実を図っている。非常勤講師の採用は、「新潟中央短期大学教員の任用選考基準に関する規程」に基づいて行われている。補助教員は、現在のところ配置していない。

(b) 課題

上述のように、設置基準を満たした教員数であり、また各領域を担当できる教員を配置しているが、その一方で保育現場を実際に経験している専任教員は少ない。そのような偏りと同時に、教員組織は若干高齢化の傾向にある。

基準 -A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

[観点]

(1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は学科・

専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う教員室、研究室等を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

(a) 現状

平成18年度に実施された第三者評価では、「研究」の領域は、低い評価を受けた。その中で指摘されたことで改善されたことをいくつか述べれば、学内紀要である『暁星論叢』の投稿規程を作成し、投稿者の範囲を広げたこと、多くはないものの、科研費など外部資金の獲得実績が上がったこと、また一昨年度、昨年度と連続で学内プロジェクト研究費の使用実績が上がったことである。

専任教員全員に対して研究室を一人一室確保し、教育・研究活動の環境整備を行っている。また、原則として週一日の研究日を設け各教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

FD活動に関して、FD委員会規程に基づき、平成20年度から隔年で、専任教員がお互いの授業を評価したり、非常勤教員の授業を参観するFD活動を継続している。平成23年度からは学生による授業評価アンケートに対する考察の提出を各教員に義務づけている。

学習成果を向上させるために各委員会に専任教員と職員を配置させ連携を図っている。

表 - 9 平成20～23年度 専任教員の研究実績

学科名	氏名	職名	研究業績					国際的 活動の有無	社会的 活動の有無
			著書	論文	学会発表等	演奏 会・展 覧会 等	その他		
幼児教育科	馬場昭夫	教授	0	0	0	0	0	無	無
	寺川悦男	教授	0	0	0	2	0	無	有
	坂内寿子	教授	0	1	2	0	1	無	有
	村木 薫	教授	1	1	1	8	0	無	有

建部ミヤ子	准教授	0	0	0	0	1	無	有
栗原ひとみ	准教授	0	6	9	0	0	無	有
齋藤竜夫	准教授	1	2	0	4	2	無	有
佐々木宏之	准教授	0	3	5	0	0	有	有
小川 崇	准教授	1	1	1	0	0	無	有
永井裕紀子	講師	0	1	2	0	0	無	有
福原英起	講師	1	0	1	0	0	無	無

本学専任教員の研究業績は上の表の通りである。本学専任教員の研究成果を発表する機会として、研究紀要『暁星論叢』を年1号発行している。この研究業績の中で『暁星論叢』掲載分に関しては、PDF ファイルを本学 HP 上で公開している。

各専任教員には、研究室（18.0 m²程度）が提供されている。また、研究をすすめるために、週1日の研究日が設けられている。

専任教員には、年間20万円の研究費が準備されている。また、学内公募によるプロジェクト研究費の制度があり、1プロジェクトにつき15万円を上限として研究費が支給され、以下の実績がある。

小川崇・栗原ひとみ・永井裕紀子「新潟県における保育者の就労実態に関する調査」2012年（2011年度新潟中央短期大学プロジェクト研究費取得）

科学研究費補助金等の獲得に関しては、以下の実績がある。

佐々木宏之 科学研究費 基盤研究(c)「ヒューマンエラーの発生に及ぼすアウェアネスレベルの影響」2010年度～2012年度

(b) 課題

平成18年度に実施された第三者評価の領域別評価において、「早急に改善を要すると判断される事項」として指摘されたのが、「教員の十分な研究費の執行方法の見直し及び研究時間の確保」である。研究費の執行については次第に改善されたといっているが、研究時間の確保に関してはそれほど改善されたとは言い難い。より一層の研究活動の活性化をすすめるためには、研究時間の確保を考える必要がある。その背景には、近年、個々の学生に対する対応はもちろんのこと、校務が増加傾向（オープンキャンパス、入試の回数の増加、プレカレッジの開始等）にあることが挙げられる。また、週1日の研究日は設けられているものの、研究日に校務や出張が入ることも少なくない。また、研究紀要への投稿もかたよりが見られるので、研究活動の活性化を目的として、専任教員に対して研究紀要への投稿を促す必要がある。

基準 -A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

[観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

(a) 現状

事務職員は専任・臨時をあわせて7人で事務組織を統括する事務長を置いて組織している。事務組織は少人数のため部・課といった部署は設けず業務担当を分けて業務にあたっている。主な業務は、総務、教務、経理、就職指導、図書館、そして校舎を維持管理する校務員を置いている。また、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状に関する実習を円滑に行うための事務職員を配置し実習先との調整を行っている。

事務職員は学習成果を向上させるため、少数の特性を生かして日頃から連携を取りながら業務にあたっている。特に、学校行事は全員体制で対応することが多く、業務完了後は総括を行い、業務改善につなげている。

事務処理に関する規程は、「新潟中央短期大学の校務分掌組織に関する規程」「新潟中央短期大学の事務決裁に関する規程」を整備して事務処理にあたっている。

防災対策は、防火管理規程を整備し防火管理責任者を中心に自衛消防組織を置いている。また、毎年新生を迎える4月に全学体制による防災訓練を実施している。

事務に関する情報機器は、事務職員全員に学内LANに接続されたノートパソコンを配付し事務処理に活用している。パソコンの情報は、学内ファイルサーバーにより教職員が共有できるシステムになっている。そのサーバ機は、富士ゼロックスが提供する“beat”を利用し、不正アクセス対策、ウィルス対策、スパイウェア対策といった強固なセキュリティ対策が行われている。

SD活動は平成23年度から開始した。SD活動初年度は、身近な事柄からSDの必要性を共有することを目標に開始した。具体的な内容は次のとおりである。

表 < SD活動の内容 >

実施日	テーマ	
H23.9.14	事務職員の仕事 ～新潟県大学図書館協議会総会を運営して～	事務職の業務で固定的な仕事（ルーチン・ワーク）以外に、イベント等の運営があるが、イベントの成功には日頃の個の業務の枠を超えたチームワークや日頃の個々の業務能力が試される場でもあると言える。今回の新潟県大学図書館協議会総会の当番校として、準備・運営したことから事務職の役割や存在価値を見出す。
H23.11.28	著作権について ～平成23年度著作権セミナー	学校現場で行われるような行為については様々な例外規定が定められている。その例外を理解するためにはまず

	より～	原則を正しく把握しなければならない。教育現場での著作権について最初の一步から学びたいと思う。
H23.12.27	事務職員の存在意義を考える ～学校事務全体～	短期大学においては、学校教育法第92条、短期大学設置基準第34条により事務職員を置かなければならず、学校運営に必要な組織として位置付けている。しかしながら、事務職員の役割等に関する具体的なものは規定されていない。そのため、社会一般的な事務職という概念でおこなわれているのが現状である。また、どのような職業においても事務組織は置かれているが、それぞれの業種により業務内容、役割、目的は全く同じではない。このことから、我々の事務職員としての存在意義を考えてみる。
H23.12.28	事務職員の存在意義を考える ～個々の業務から：事務長～	個々の業務から事務職員の役割・存在意義を考えてみる。各担当部署の業務は、短大の顧客相手にどのような影響を及ぼすのか。日頃の業務内容をオープンにししながら存在意義を考える。

(b) 課題

学校経営の競争化や教育課程の質的保障の社会的関心が高まるなか、教育課程や学校経営に様々な工夫が求められてきており、それに伴い教員の負担も増加傾向にある。本学の規模では、教職員数の拡大は財政規模からも厳しい面があることから、教員と職員の連携の工夫がより一層求められる。

また、SD活動のための委員会組織の設置及び規程の整備を行う必要がある。

基準 -A-4 人事管理が適切に行われている。

[観点]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

(a) 現状

教職員の人事に関しては、就業規則のほか以下の規程を整備している。また、専任の事務職員は法人内（大学・短大・高校）で人事異動を行っていることから、加茂暁星学園専任職員職務業績評価規程により職員の能力開発、指導育成、昇任選考及び人事管理を行っている。

教員に関しては、「教育職員の勤務時間等の運用に関する内規」により出勤日を月曜日から金曜日までの4日間とし、この間の1日間を学外研修日としている。さらに勤務時間も午前9時から午後4時に定め、教員が短大にいる時間帯を一定にして学生が相談や指導を受けやすい環境整備に取り組んでいる。

就業規則等の諸規程は規程集としてまとめ、事務室に設置し閲覧できる状態になっている。

[新潟中央短期大学の人事管理に関する規程]

新潟中央短期大学教育職員の勤務時間等の運用に関する内規

新潟中央短期大学育児休業、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務、子の看護休暇に関する規則

新潟中央短期大学介護休業、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務に関する規則

新潟中央短期大学教員の任用選考基準に関する規程

新潟中央短期大学教員の審査委員会に関する規程

新潟中央短期大学任期付教員に関する規程

新潟中央短期大学特任教員に関する規程

(b) 課題

事務職員に関しては、法人全体で人事異動をおこなっていることから、年齢構成や人員配置といった人事計画が求められる。さらに、短期大学の事務組織は部・課といった部署構成になっていないことから人事異動に伴う業務の引き継ぎをスムーズに行うためのマニュアル等の整備が有効であると考えられる。

[テーマ]

基準 -B 物的資源

(a) 要約

短期大学の校舎は、かつて商学科を設置していた時の総収容定員400人規模のものをそのまま活用していることから、校舎・校地ともに余裕のある資源を活用している。

(b) 改善計画

法人(加茂暁星学園)が平成23年度に設置した中長期策定委員会で議論を行っている短大校舎の方向性を踏まえ、教育環境の整備と充実を図りたい。

[区分]

基準 -B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

[観点]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・

備品を整備している。

(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が十分である。

購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

(a) 現状

校地、校舎に関しては、商学科を設置していた時の総収容定員400人規模のものをそのまま活用しているため、短期大学設置基準を上回るものである。また、施設に関しては、講義室のほか音楽実習室、ピアノ練習室、音楽リズム室、小児保健実習室、小児栄養実習室、幼児保育実習室、体育館、コンピュータ室といった専門施設を整備している。

表<基準面積と現有面積>

学 科	収容定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
幼児教育科	160人	1,600㎡	12,225.00㎡	2,350㎡	4,951.47㎡

体育館面積 609.3㎡

表<図書館>(平成24年3月31日現在)

面積(㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
191.585	44	30,000

図書 〔うち外国書〕 (冊)	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資料 (点)
		電子ジャーナル 〔うち外国書〕	
26,244 〔1,234〕	47 〔8〕	0 〔0〕	0

(b) 課題

校舎の経年化により、施設全体を改築または改修の必要がある。また、学生食堂や売店といった学生の福利厚生施設の充実がキャンパスライフの充実にもつながることから、法人(加茂暁星学園)の中長期策定委員会において検討項目としてあげる必要がある。

基準 -B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

[観点]

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。

- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

(a) 現状

固定資産等の管理は「学校法人加茂暁星学園固定資産及び物品管理規程」により管理している。

施設の定期的なメンテナンスに関しては、専門業者による消防設備点検(電通プランナー(株)、浄化槽保守点検(財団法人新潟県環境衛生研究所、(有)加茂設備)、電気設備点検(財団法人東北電気保安協会)を定期的に実施している。また、夜間の防犯・防災警備を警備会社(セコム上信越(株))の遠隔装置を設置して警備にあたっている。

平成19年度に、第1棟及び第2棟4階の機械室のアスベスト除去工事をおこないアスベスト対策を実施した。平成22年度に第1棟、第2棟、第3棟の耐震診断を実施し耐震を要する箇所を明らかにした。耐震に関しては校舎の経年化もあるため、校舎の新築または大規模な改修工事を要することから、理事会で設置した中長期策定委員会（平成23年7月21日理事会承認）において学園全体の中長期計画の検討を始めた。

防災対策は、防火管理規程を整備し防火管理責任者を中心に自衛消防組織を置いている。また、毎年新生を迎える4月に全学体制による防災訓練を実施している。

サーバ機は、富士ゼロックスが提供する“beat”で、専門業者による不正アクセス対策、ウィルス対策、スパイウェア対策といった強固なセキュリティ対策が行われている他、全教職員のパソコンには同社が提供するウィルスチェックソフトを導入している。また、学生が授業で使用するコンピュータ室のパソコンは、シャットダウン時にシステムがリセットされる仕組みとなっており、不要なソフトの導入やウィルスの侵入を防ぐ対策を行っている。

平成23年度に東日本大震災を受けて、電気供給力が大幅に減少したことにより特に夏季の節電対策が求められた。国の対策として受電規模の大口需要家（500kW以上）は「夏季の電力需要対策」により昨年の最大電力使用量の15%削減となる節電計画の策定及び取り組みが義務化され、小口需要家（500kW以下）は、自主的な取り組みが求められた。これに対して本学では前年比15%削減目標を設定して7月から9月にかけて全学で節電に取り組んだ結果、期間中20.4%から33.9%の削減率を達成した。その後も、常時、節電に取り組んでいる。

(b) 課題

校舎の経年化同様、建物に付随する防火管理装置や電気設備も経年化している。

[テーマ]

基準 -C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(a) 要約

教育課程編成・実施の方針に基づいて、ピアノ室、小児栄養実習室、小児保健実習室、コンピュータ室等の施設・設備を整備している。図書館には保育・幼児教育関係の書籍を中心に蔵書を保有し、各専門分野に関する最新の情報を収集することができる。また、教職員が、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営できるよう、各研究室、各教室の視聴覚教材用設備、コンピュータネットワークを整備している。ただし、いずれの設備も経年化の問題に直面しており、技術的資源に関する設備等の整備へ向け、各教員の外部資金の獲得も有益である。

(b) 改善計画

学習成果を獲得させるための技術的資源・施設設備の将来計画に関しては、中長期策定委員会で検討を進めている校舎の経年化対策において、施設設備の充実に踏まえて検討することが重要である。

[区分]

基準 -C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

[観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実に図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術を向上させている。
- (9) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

(a) 現状

教育課程編成・実施の方針に基づいて、ハードウェア及びソフトウェアを整備している。例えば、音楽教育においては、全11室のピアノ室を用意し、10人の教員から個人レッスンが受けられる。音楽リズム実習室では、身体表現技術の指導のほか、保育施設の

運動場を想定したステージを整備しているため、保育現場に近い環境で模擬実習が行える。その他、小児栄養実習室、小児保健実習室、コンピュータ室等、専門技術の獲得へ向けた施設・設備を整備している。図書館には保育・幼児教育関係の書籍を中心に約26,000冊の蔵書を保有している。また、56種の雑誌を取り揃えており、各専門分野に関する最新の情報を収集することができる。

教職員が、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営できるよう、各研究室のコンピュータネットワーク整備と各教室の視聴覚教材使用設備を整備している。学内のパソコンは学内LANで接続されており、教職員に関しては教員及び事務職員が共有できるファイルサーバーを活用して情報の共有化を図る環境を有している。学生に対しては、コンピュータ室に教員用を含め49台のパソコンを設置し、全てインターネットが利用できる他、授業では「コンピュータ基礎」「幼児教育教材研究」等において、学生のコンピュータ利用技術の向上を推進している。

(b) 課題

いずれの設備も経年化の問題に直面している。特に、図書館情報の検索システムの不備は本学の欠点であり、早急の整備が求められる。技術的資源に関する設備等の整備については、外部資金の獲得も有益である。

[テーマ]

基準 -D 財的資源

(a) 要約

キャッシュフロー等の財務諸表に基づく経営判断指標は正常状態を維持している。また、資産運用に関しては法人の方針として国債等の安定したものに限りおこなうことや、短大を含め学園として借入金がないなど、財政の健全化を堅持している。

(b) 改善計画

資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたりほぼ均衡している状態であるが、短大の人件費比率が上昇傾向にあることから財務計画を策定する際は改善ポイントと考えられる。また、収入財源が学生からの納付金や経常費補助金を中心であることから、外部資金の獲得として寄付金の募集方法の検討も有益と考えられる。

[区分]

基準 -D-1 財的資源を適切に管理している。

[観点]

- (1) 資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- (2) 消費収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は帰属収入の20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(a) 現状

資金収支計算書、消費収支計算書等で示すとおり、平成22年度から資金収支は収入超過となっているが、平成22年度消費収支の当年度消費収支超過額は支出超過となっている。これは平成21年度に借入金の返済が完了したことによる要因が大きいと判断できる。短大の資金収支、消費支出はいずれも収入超過となっている。以上の点を踏まえて資金収支及び消費収支は過去3年間にわたり均衡していると言える。

法人全体の貸借対照表においては、本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に照らすと運用資産と外部負債の関係は借入金もないことから運用資産が上回っている。キャッシュフロー計算書もあわせて経営判断指標をみると平成22年度から「A3」の正常状態を維持している。

毎年度の予算及び決算を決定する理事会・評議員会では、法人全体と各学校及び法人の状況を個別に記載している。また、各学校の財務状況を比較する総括表を作成し、財務状況を把握することに努めている。

退職給与引当金は、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基に私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上しており、高等学校も含め法人全体で教職員全体の退職金支給に必要な引当金を100%計上している。

近年の教育研究経費比率は法人全体では平成22年度22.7%、平成23年度23.6%で、短期大学では平成22年度18.5%、平成23年度17.7%となっている。

収容定員充足率に相応した財務体質に関しては、入学者数の確定にあわせて収入と支出の状況を再度確認し、必要があれば収入または支出を調整する補正を行うなどして、なるべく当該年度の収入に応じた支出となるようにしている。

表<定員充足率>

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
募集定員	80人	80人	80人	80人
入学者数	96人	87人	94人	78人
入学定員充足率	120.0%	108.7%	117.5%	97.5%
収容定員	160人	160人	160人	160人
在籍者数	177人	185人	181人	173人
収容定員充足率	110.6%	115.6%	113.1%	108.1%

(b) 課題

資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたりほぼ均衡している状態であるが、短大の
人件費比率が平成20年度59.6%、平成21年度61.6%、平成22年度65.2%、平成23年度65.3%
と年々上昇している。このため、財務計画の改善ポイントを検討する必要があると思わ
れる。

基準 -D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を
策定し、管理している。

[観点]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
学生募集対策と学納金計画が明確である。
人事計画が適切である。
施設設備の将来計画が明瞭である。
外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人
件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

(a) 現状

短大の経営計画に関しては、年度初めに事業計画を学長が策定し理事会に報告してい
る。さらに、年度末には事業報告を行い当該年度の点検を行っている。

学生募集対策は、毎年度、入試・学生募集委員会を中心に入試方法の検討、指定校推
薦入試のための指定校の検討、募集広報の計画を立てて実施している。

施設設備の将来計画に関しては、平成23年度に理事会で中長期策定委員会を設置して、
学園が経営する新潟経営大学、新潟中央短期大学、加茂暁星高等学校の中長期計画の策
定を行った。委員会は平成23年度中に12回開催され、その中で短大の中長期計画として
新潟経営大学敷地内に短大校舎の移転・新築が計画され、今後、理事会で承認を求め
る状況となった。

短期大学の適切な定員を確保するため、入試において合格ラインをその都度協議しな
がら進めている。また、短大経費に占める人件費のバランスも健全な財政を維持してい
くうえでは重要なものであることから、理事長が経営状況を判断して賞与を決定する体
制をとっている。

経営状況の学内の公開は、理事会・評議員会で決算が承認された後、学長のもとで決
算書類の閲覧や説明を受けることができる対応をとっている。

表 < 短期大学における財務比率 >

財務比率	(単位 : %)			
	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
人件費比率	60.2	62.1	65.6	65.3
人件費依存率	74.3	73.4	79.9	78.5
教育研究経費比率	18.9	16.7	18.5	17.7
管理経費比率	3.7	3.8	3.4	3.6

(決算額概要総括表から引用)

(b) 課題

収入財源が学生からの納付金や経常費補助金を中心であることから、外部資金の獲得として寄付金の募集方法の検討も有益と考えられる。

基準 についての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

本学幼児教育科の同窓会として、「雪椿会」が活動している。平成4年の同会の設立以降、現在、会員数は2000名を超える組織となっており、その多くは、保育、児童福祉の現場で働いている。同会では会員相互の親睦を図ることと卒業生と母校とのきずなを保ち続けることを目的に会報の発行や幹事会および総会の開催などの活動を行っている。会長は、毎年入学式や卒業式に招かれ、学生たちにメッセージを送っている。また、在学生のための保育教材等の支援活動や在学生との交流座談会などを開催し、精力的に短大と卒業生とのつながりを築いている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【基準 リーダーシップとガバナンス】

(a) 要約

本学園は、新潟県内に大学、短期大学、高等学校を有する学園として新潟県内はもちろんのこと県外、国外からも広く学生生徒を集め、研究活動、教育活動を活発に行っている。(基礎資料(1)・(2)) 教育に関しては建学の精神「業学一如」を基本として、私立学校の特色を発揮しながら、時代と共に発展していくように努力している。重要事項に関する教職員の提案に対しては、理事長、副理事長、事務局長が教学側から説明を受け、協議した後に理事長の諮問機関である諮問委員会(構成理事5人)で審議する。諮問委員会は寄附行為による規程には載せられていないが常任理事会の性格を有しており理事会で認められている。そこでの審議事項は、他の重要事項同様、評議員会、理事会に提案されて最終的に決定される。理事長は、教学側からの説明を受けてから最終決定に至るまで直接関与している。

(b) 行動計画

短期大学は、平成19年度に30人定員増を実現し、平成24年度入学生までは、大きな定員割れは起こさず、2度にわたる学生納付金の値上げ等の措置を講じながら、構造的な赤字は解消しており、順調に推移している。しかし、校舎の経年化に対処するための計画の実現が緊急に迫られ、学園として取り組んでいる。

学園における現時点最大の問題は、本学園高等学校(加茂暁星高等学校)の大幅な定員割れにある。そのため、この問題の解決に全力を傾注することを喫緊の課題として捉えている。

[テーマ]

基準 -A 理事長のリーダーシップ

(a) 要約

理事長は学校法人を代表し、その業務を総理している。

(b) 改善計画

健全財政を堅持するために改善計画を検討中である。

[区分]

基準 -A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

[観点]

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を

経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は理事長が招集し、議長を務めている。

理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。

学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

(a) 現状

理事長は、本学の建学の精神及び教育理念・目的を理解し、本学及び学園の発展に寄与している。理事長は学校法人を代表し、その業務を総理している。理事長は毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書）を評議員会に報告し意見を求めている。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は理事長が招集し、議長を務めている。理事会は、第三者評価に対して理解し、責任を負っている。理事会は、短期大学発展のために、必要な情報を収集し、学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。理事会は学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程の改廃を適宜行っている。

理事は、本学の建学の精神を理解し、短期大学及び学園全体の健全な経営について鋭意努力している。理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任されており、また学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

寄附行為における理事会の規定については、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第16条において、次のとおり定めている。

（理事会）

第16条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを召集

- しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を記載した書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
 - 8 理事長が第4項の規定による召集をしない場合には、召集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席した理事の互選によって定める。
 - 9 理事会は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 10 前項の場合において、理事会に付議され事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。

表＜理事会の開催状況＞（平成20年度）

開催年月日	理事出欠			監事出欠		議題について
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
H20.5.29	11	0	3	2	0	1 新潟経営大学検討委員会の設置について 2 新潟中央短期大学学則の一部改正について 3 資産運用結果並びに資産運用計画について 4 平成19年度決算の承認について
H20.7.8	13	0	1	2	0	1 新潟経営大学学則の一部改正について 2 新潟経営大学定員割れ改善計画書の承認について
H20.10.2	10	2	1	2	0	1 評議員の選任について 2 加茂暁星高等学校学則の一部改正について
H20.12.8	11	0	2	1	1	1 基本財産の処分について 2 平成20年度第1回補正予算の承認について 3 新潟中央福祉専門学校介護福祉科の廃止について 4 介護福祉士養成施設等指定取消について 5 新潟中央福祉専門学校介護福祉科の廃止に伴う学校法人加茂暁星学園寄付行為の変更について 6 加茂暁星高等学校学則の一部改正について 7 加茂暁星高等学校長の選任及び任期に関する規程の一部改正について 8 加茂暁星高等学校校長の再任について 9 新潟経営大学教職員給与規程の一部改正について 10 新潟中央短期大学教職員給与規程の一部改正について 11 新潟中央短期大学育児休業、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務、子の看護休暇に関する規則の一部改正について 12 新潟中央短期大学介護休業、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務に関する規則の一部改正について

						13 加茂暁星高等学校育児休業、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務、子の看護休暇に関する規則の一部改正について 14 加茂暁星高等学校介護休業、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務に関する規則の一部改正について 15 加茂暁星高等学校 IT コミュニケーション科の廃止について 16 加茂暁星高等学校 IT コミュニケーション科の廃止に伴う学則の一部改正について 17 加茂暁星高等学校 IT コミュニケーション科の廃止に伴う加茂暁星高等学校授業料等学校諸費徴収規則の一部改正について 18 加茂暁星高等学校 IT コミュニケーション科の廃止に伴う学校法人加茂暁星学園寄附行為の変更について
H21.3.9	10	1	2	1	1	1 理事の選任について 2 評議員の選任について 3 基本財産の処分について 4 学校法人加茂暁星学園寄附行為の変更について 5 役員の報酬等及び評議員の旅費等に関する規則の制定について 6 新潟経営大学学則の一部改正について 7 加茂暁星高等学校学則の一部改正について 8 平成 20 年度第 2 回補正予算の承認について 9 平成 21 年度当初予算の承認について

表 < 理事会の開催状況 > (平成 21 年度)

開催年月日	理事出欠			監事出欠		議題について
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
H21.4.22	11	0	1	2	0	1 校長候補者選考委員の指名について 2 新潟経営大学学部長の任命について 3 加茂暁星高等学校校長候補者選考報告について 4 加茂暁星高等学校長の任命について 5 評議員の選任について 6 加茂暁星高等学校検討委員会の設置について
H21.5.27	8	3	2	2	0	1 評議員の選任について 2 新潟経営大学学則の一部改正について 3 新潟経営大学奨学金規程の一部改正について 4 経済環境の悪化による就学が困難となった者に対する特別措置に関する規程の制定について 5 資産運用結果報告書並びに資産運用計画について 6 平成 20 年度決算の承認について
H21.7.1	11	1	1	2	0	1 平成 21 年度第 1 回補正予算の承認について 2 基本財産の処分について 3 新潟経営大学特待生規程の一部改正について 4 経済環境の悪化によって家計が逼迫し就学が困難となった新潟経営大学生及び新潟経営大学入学試験合格者に対する特別措置に関する規程の制定について
H21.12.9	11	0	2	2	0	1 平成 21 年度第 2 回補正予算の承認について 2 基本財産の処分について 3 学校法人加茂暁星学園寄附行為の変更について 4 加茂暁星学園経理規程・定年規程及び定年再雇用規程の一部改正について 5 新潟中央短期大学学則の一部改正について
H22.1.7	10	1	2	2	0	1 評議員の選任について 2 理事の選任について 3 評議員の選任について 4 理事長・副理事長の選任について

						5 監事の推薦について 6 常務理事の選任について 7 監事の選任について
H22.3.8	12	0	0	2	0	1 基本財産の処分について 2 新潟経営大学学則の一部改正について 3 新潟中央短期大学学則の一部改正について 4 加茂暁星高等学校学則の一部改正について 5 平成 21 年度第 3 回補正予算の承認について 6 平成 22 年度当初予算の承認について

表＜理事会の開催状況＞（平成 22 年度）

開催年月日	理事出欠			監事出欠		議題について
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
H22.5.8	10	2	2	2	0	1 新潟経営大学学則の一部改正について 2 資産運用結果報告書並びに資産運用計画について 3 平成 21 年度決算の承認について
H22.7.22	9	2	3	2	0	1 評議員の選任について 2 評議員の辞任について 3 評議員の選任について 4 学長候補者選考委員の選任について 5 基本財産の処分について 6 学校法人加茂暁星学園懲戒委員会規程の一部改正について 7 新潟中央短期大学学則の一部改正について 8 加茂暁星高等学校学則の一部改正について 9 新潟経営大学トレーニングセンター設置計画書について
H22.10.20	10	2	1	1	1	1 新潟中央短期大学学則の一部改正について
H22.12.27	12	0	1	2	0	1 基本財産の処分について 2 平成 22 年度第 1 回補正予算の承認について 3 新潟中央短期大学学長候補者選考報告について 4 新潟中央短期大学学長の任命について
H23.3.10	11	0	1	1	1	1 理事の辞任について 2 理事の選任について 3 基本財産の処分について 4 平成 22 年度第 2 回補正予算の承認について 5 平成 23 年度当初予算の承認について 6 新潟経営大学学長の任命について 7 新潟経営大学学部長の任命について
H23.3.29	10	1	1	1	1	1 新潟経営大学学長の任命について 2 新潟経営大学学部長の任命について

表＜理事会の開催状況＞（平成 23 年度）

開催年月日	理事出欠			監事出欠		議題について
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
H23.5.27	10	1	1	2	0	1 評議員の選任について 2 平成 22 年度決算の承認について 3 資産運用結果報告書並びに資産運用計画について
H23.7.21	10	2	0	2	0	1 評議員の選任について 2 校長候補者選考委員の指名について 3 新潟経営大学学則の一部改正について 4 加茂暁星高等学校就業規則の一部改正について 5 加茂暁星学園中長期策定委員会の設置について
H23.12.26	11	1	0	2	0	1 理事の選任について 2 副理事長の選任について

						3 加茂暁星高等学校校長候補者選考報告について 4 加茂暁星高等学校校長の任命について 5 平成 23 年度第 1 回補正予算の承認について 6 新潟経営大学学則の一部改正について 7 新潟経営大学東日本大震災に関わる特別措置に関する規程の制定について 8 加茂暁星高等学校学則の一部改正について
H24.3.21	8	1	3	2	0	1 基本財産の処分について 2 平成 23 年度第 2 回補正予算の承認について 3 平成 24 年度当初予算の承認について 4 学校法人加茂暁星学園外国旅費規程の制定について 5 学校法人加茂暁星学園育児・介護休業等に関する規則の制定について 6 新潟経営大学就業規則、学校法人加茂暁星学園新潟中央短期大学就業規則及び加茂暁星高等学校就業規則の一部改正について 7 学校法人加茂暁星学園パートタイム職員就業規則の一部改正について 8 新潟経営大学教授会規程、新潟経営大学職員組織規程、新潟経営大学任期付教員規程、新潟経営大学特任教員規程及び新潟経営大学客員教員規程の一部改正について 9 新潟経営大学学部長の辞任について 10 新潟経営大学学部長の任命について

(b) 課題

現在の課題は健全財政の堅持であり、常時検討を重ねている。

[テーマ]

基準 -B 学長のリーダーシップ

(a) 要約

学長は学長選考規程に基づいて選任され、建学の精神に基づいて教学運営を行っている。教授会は、学則、教授会規程に基づいて定例又は臨時に開催されている。

教授会及び学長を補佐する各委員会は、規程に基づき適切に運営され、短期大学の教学運営体制が確立している。

(b) 改善計画

学習成果に対する認識をさらに深め、取り組みを充実する。

[区分]

基準 -B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

[観点]

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。

学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向け
て努力している。

学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審
議機関として適切に運営している。

教授会を審議機関として適切に運営している。

教授会は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で行う場
合には、その規程を有している。

教授会の議事録を整備している。

教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。

学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適
切に運営している。

(a) 現状

学長は、学長選考規程に基づいて選任されている。学長は人格において高潔であるこ
とを目ざし、学識において常に研さんに努め、大学運営に関する識見を保持するよう
に努めている。

学長は、建学の精神を機会あるごとに学生に語るように努めている。本学の建学の精
神は仏教に基づく教育であるが、具体的には「業学一如」である。特に本学は幼児教育
科であり、「業学一如」の理念を堅持して、実技、技術も重視している。

学長は、建学の精神をプレカレッジ、入学式の告辞または式辞、オープンキャンパス
において説明し、また、平成23年度においては学長が担当している「哲学(教養科目)」
で説明している。

また、本学園発祥の寺、大昌寺における参禅体験を行っている。

教授会及び学長を補佐する各委員会は、規程に基づき適切に運営され、短期大学の教
学運営体制が確立している。

学長は、教授会を学則に基づいて開催している。定例教授会を月1回、臨時教授会は
適時開催している。教授会は最高の審議、決定機関であり全教員が構成員である。事務
長が書記として出席している。協議事項と報告事項がある。教授会は、教授会規程に基
づいて開催されている。議事録は整備している。議事録署名人は2名である。教授会に
おいては、各議案の審議を通して学習成果があがるためにはどのようにしたほうがよい
かを常に考え、また三つの方針を常に考えるように努めている。

本学においては学長及び教授会の下に委員会が設置され、委員会規程に基づいて運営
されている。

(b) 課題

学習成果について、現在、短大教育に求められている内容をさらに深く、広く理解し、
また他短期大学の取り組みも参考にしながら充実させなければならない。

[テーマ]

基準 -C ガバナンス

(a) 要約

監事の職務については「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第7条、第15条において定められており、適切に業務を行っている。

監事は、毎回理事会に出席し、法人業務を大局的に監督し意見を述べている。また、決算に関する会計監査を行い、監査報告を評議員会・理事会に報告している。

評議員会については、私立学校法第42条に従い、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第19条に定められており適切に運営している。

(b) 改善計画

寄付金の募集について検討し、取り組む必要がある。

監査意見書を作成、提示する方向で改善する。

[区分]

基準 -C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

[観点]

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

(a) 現状

監事の職務については、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第7条、第15条において次のとおり定められており、適切に業務を行っている。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人に理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会が推薦する者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

この法人の業務を監査すること。

この法人の財務の状況を監査すること。

この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実が認められ、必要があると認

めるときは、これを文部科学大臣の報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 前号により必要あるときには、理事長に対して理事会又は評議員会の招集を請求すること。
 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

監事による監査状況は下表の通りである。

表< 監事の監査状況 >

	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	備 考
実施時期	平成 23 年 5 月 13 日 5 月 27 日	平成 22 年 5 月 14 日 5 月 26 日	平成 21 年 5 月 15 日 5 月 27 日	平成 20 年 5 月 16 日 5 月 29 日	監査 監査報告
監査内容	1 収入・支出の項目の検証 2 未収入金・未払い金の確認と計上 3 仮受金・仮払金の確認と計上 4 退職給与引当金の計上額は妥当か 5 固定資産の減価償却は適性か 6 支払資金・特定資産の管理				

新潟中央短期大学に対する監査意見書

平成 20 年度

定員増や納付金見直しがなされ、約 3 千 3 百 4 十万円の収益が発生した。

定員増に関連する人的、施設的な対策の検討は十分に

就学動向に留意して志願者数の増加する魅力的な PR をする。

特色ある短大としてマスコミなどを利用した無料 PR に期待したい。

平成 21 年度～平成 23 年度までの監査意見書はない。

(b) 課題

上記のとおり、監事はその職務を忠実に遂行しており、特筆すべき課題は見当たらない。

しかし、監査意見書が平成 21 年度より提示されていないので、改善しなければならない。

基準 -C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

[観点]

(1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2) 評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している。

(a) 現状

評議員会については、私立学校法第 42 条に従い、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第 19 条において、次のとおり定めており適切に運営している。

- | |
|--|
| 第 19 条 この法人に評議員会を置く。 |
| 2 評議員会は、28 人以上 38 人以内の評議員をもって組織する。 |
| 3 評議員会は、理事長が招集する。 |
| 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを召集しなければならない。 |
| 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を記載した書面により通知しなければならない。 |
| 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発ししなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。 |
| 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。 |
| 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。 |
| 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。 |
| 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 |
| 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。 |

表 < 評議員会の開催状況 > (平成 20 年度)

開催日	評議員出欠			監事出欠		議題について
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
H20.5.29	20	5	4	2	0	1 新潟経営大学検討委員会の設置について 2 資産運用結果報告書について 3 平成 19 年度決算について
H20.12.8	18	5	5	1	1	1 評議員の辞任について 2 評議員の選任について 3 基本財産の処分について 4 平成 20 年度第 1 回補正予算の承認について 5 新潟中央福祉専門学校介護福祉科の廃止について 6 介護福祉士養成施設等指定取消について 7 新潟中央福祉専門学校介護福祉科の廃止に伴う学校法人加茂暁星学園寄附行為の変更について 8 加茂暁星高等学校 IT コミュニケーション科の廃止について 9 加茂暁星高等学校 IT コミュニケーション科廃止に伴う学則の一部改正について

						10 加茂暁星高等学校 IT コミュニケーション科廃止に伴う学校法人加茂暁星学園寄附行為の変更について
H21.3.9	15	5	7	1	1	1 基本財産の処分について 2 学校法人加茂暁星学園寄附行為の変更について 3 役員の報酬等及び評議員の旅費等に関する規則の制定について 4 平成 20 年度第 2 回補正予算の承認について 5 平成 21 年度当初予算の承認について

表＜評議員会の開催状況＞(平成 21 年度)

開催日	評議員出欠			監事出欠		議題について
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
H21.5.27	13	10	3	2	0	1 資産運用結果報告書について 2 平成 20 年度決算について
H21.7.1	21	6	1	2	0	1 平成 21 年度第 1 回補正予算の承認について 2 基本財産の処分について
H21.12.9	19	5	4	2	0	1 平成 21 年度第 2 回補正予算の承認について 2 基本財産の処分について 3 学校法人加茂暁星学園寄附行為の変更について
H22.1.7	18	5	5	2	0	1 評議員の選任について 2 理事の選任について 3 監事の選任について同意を求める
H22.3.8	19	4	6	2	0	1 基本財産の処分について 2 平成 21 年度第 3 回補正予算の承認について 3 平成 22 年度当初予算の承認について

表＜評議員会の開催状況＞(平成 22 年度)

開催日	評議員出欠			監事出欠		議題について
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
H22.5.26	20	3	4	2	0	1 資産運用結果報告書について 2 平成 21 年度決算について
H22.7.22	18	2	7	2	0	1 理事の退任について 2 評議員の退任について 3 基本財産の処分について 4 新潟経営大学トレーニングセンター設置計画書について
H22.12.27	22	2	4	2	0	1 基本財産の処分について 2 平成 22 年度第 1 回補正予算の承認について
H23.3.10	21	4	2	1	1	1 評議員の辞任について 2 評議員の選任について

						3 基本財産の処分について
						4 平成 22 年度第 2 回補正予算の承認について
						5 平成 23 年度当初予算の承認について

表<評議員会の開催状況>(平成 23 年度)

開催日	評議員出欠			監事出欠		議題について
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
H23.5.27	16	4	1	2	0	1 平成 22 年度決算について 2 資産運用結果報告書について
H23.12.26	23	3	1	2	0	1 評議員の退任について 2 平成 23 年度第 1 回補正予算の承認について
H24.3.21	20	4	3	2	0	1 基本財産の処分について 2 平成 23 年度第 2 回補正予算の承認について 3 平成 24 年度当初予算の承認について

(b) 課題

上記のとおり、評議員会はその職務を忠実に遂行しており、現状として特筆すべき課題は見当たらない。

基準 -C-3 ガバナンスが適切に機能している。

[観点]

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

(a) 現状

学校法人は、当初予算の決定に際し各学校から事業計画及び予算策定のヒアリングを行い、全体集約を行ってから理事会・評議員会に諮っている。短期大学では、学内の各委員会等から次年度計画とそれに伴う予算を申請してもらい、学長精査のもとで全体集

約を行い法人に提出している。当初予算を決定する理事会・評議員会では、法人独自の様式を用いて前年度と比較した当初予算書を各学校単位で作成して説明している。また、財政状況を分かりやすく理解してもらうために資金収支計算書と消費収支計算書の概要総括表も作成して法人全体と各学校の財務状況も報告している。当初予算の決定は当該年度の前年度の3月に行っている。

日常的な出納業務は円滑に実施され、経理責任者を経て理事長に報告されている。

計算書類、財産目録は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。財産及び資金の管理と運用は会計システムを用いて全体の管理を法人でおこない、各学校の会計等の業務をネットワークで接続された同システムを用いてそれぞれの担当者が処理している。

公認会計士の定期的な監査を受け、指導事項等があれば必要に応じて法人事務局長を通じて各学校の事務長に指示を出している。

寄付金の募集及び学校債の発行は現在行っていない。

毎月、会計報告を資金収支計算書、人件費内訳表、消費収支計算書、貸借対照表、現金預金残高一覧表、資金収支計算書決算見込書により、法人の会計係長から事務局長を通じて理事長に報告を行っている。

学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づく情報公開は、教育情報に関しては新潟中央短期大学及び新潟経営大学のそれぞれのホームページで公表し、財務情報は法人のホームページで公開している。

公認会計士により、年間 12 回～17 回程度監査が行われている。監査状況は下表のとおりである。監事は関係法令等に準拠し収支決算報告書及び財務諸表を関係帳票類と突合せ、適正に処理されているか監査している。

公認会計士及び監事は連携を密にし、会計処理にあたっては会計基準に準拠し、財務管理に遺漏のないように努めている。公認会計士から特段指摘を受けた事項はない。

寄附行為第 34 条第 2 項により、財務の公開は財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書、監査報告書について法人の設置する私立学校に在学する者、その他の利害関係者から請求があった場合には法人事務局において、閲覧できるようになっている。

表＜公認会計士の監査状況＞

	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
実施時期	平成 23 年 4 月 12 日	平成 22 年 4 月 6 日	平成 21 年 5 月 8 日	平成 20 年 11 月 11 日
	5 月 19 日	4 月 7 日	5 月 26 日	11 月 12 日
	5 月 20 日	4 月 8 日	5 月 27 日	11 月 13 日
	10 月 4 日	4 月 27 日	11 月 11 日	12 月 22 日
	10 月 5 日	4 月 28 日	11 月 12 日	12 月 24 日
	11 月 22 日	5 月 25 日	12 月 7 日	12 月 25 日
	11 月 24 日	5 月 26 日	12 月 8 日	平成 21 年 3 月 25 日
	11 月 25 日	10 月 12 日	12 月 9 日	3 月 26 日
	平成 24 年 1 月 11 日	10 月 13 日	平成 22 年 2 月 2 日	3 月 27 日
	1 月 12 日	10 月 14 日	2 月 3 日	5 月 8 日

	3月21日 3月22日 3月23日	11月9日 11月10日 平成23年2月8日 2月9日 2月10日 3月29日 3月30日		5月26日 5月27日
監査内容	期中監査、金融機関残高確認、期末監査、計算書類確認			

(b) 課題

寄付金の募集について、早急に取り組む必要がある。

基準 についての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
学長は、学内の教員、職員の融和、協力体制の確立、維持に努力している。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。